

農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2008 **7** JULY

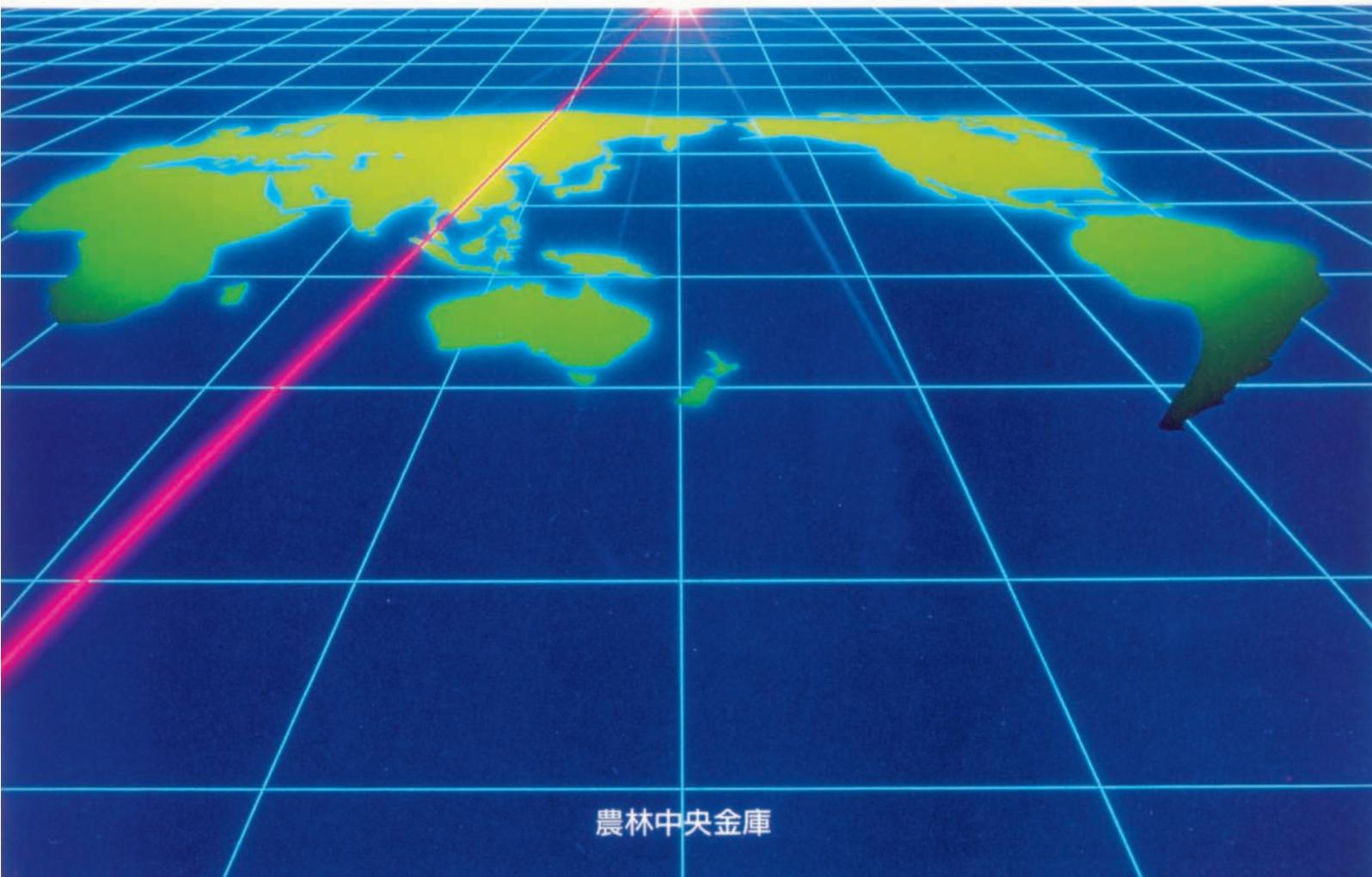
農林漁業の現況

米政策改革の動向

集落営農組織への農協の金融対応の現状と今後の課題

森林組合員の林業経営意識と組合経営の課題と展望

漁協組合員アンケートにみる漁業の現状と課題



JA直営の作業受託事業を考える

30年以上も前の話になるが、JAの葬祭事業について実態調査を行ったことがある。当時、葬祭事業については無知であったが、調査は思いのほか新鮮で、学ぶことが多く、そして、当事者の語る言葉は深かった。加えて、農協の本質は何かと、いつも頭のなかで反芻していた筆者にとっては大きな収穫があった。それは“農協の活動・事業の一部は村落共同体が歴史的に変容していく過程で、それが元来担っていた機能を代替する形で、取り組まれるようになった”というひとつの仮説を得たことである。その典型が葬祭事業であった。

今、30年以上も前の経験を思い起こしているのには訳がある。最近、離農者と農協の関係についての調査報告（(財)農村金融研究会）を聞く機会があった。報告内容の一部を紹介すると、農協事業の利用状況については、当然経済事業は離農に伴い利用が減少する。一方、信用・共済事業については離農したとはいえずにJAとの関係が切れるものではなく、利用状況もそれほど大きく変化していない。しかし、離農組合員から次世代への相続時には、信用・共済事業も含めて利用が大きく減少する懸念を否定できないという。

JAは利用関係維持のために、離農組合員およびその後継者層に対し、作業受委託の仲介・斡旋、集落営農の推進、年金友の会、家庭菜園指導、定年退職者向け帰農支援、農産物直売所、高齢者福祉関連事業、相続・不動産・税務等の相談活動、広報誌の配布など総合力を駆使して結びつきの維持に努めている。どの活動も重要であるが、筆者がとくに関心をもったのは農地管理とJAが果たすべき役割についてである。

概念的には、離農者は親戚縁者・知人あるいは地域の担い手層に農作業の一部または全部を委託に出すことになる。国の政策もそういう形で農地を集約することで地域農業の中核的担い手を育成しようと推進している。

しかし、現場の声として、「団塊世代までは兼業の形であれ農業を継ぐケースが多いが、その次の世代になると農業を継がないであろう」「将来は作業委託・経営委託のニーズが増大し、地域の受託能力の限界を超える」という見通しを語る者が少なくない。その背景には、現在の受託担い手層もその後継者が農業を継ぐとは限らず、地域の受託能力が縮小するかもしれないという問題もある。

このような状況をふまえてのことであろう。一部の地域では、JA直営の作業受委託支援を希望する声も少なくないという。ところで、筆者は農作業受委託についてJAは基本的には仲介役に徹すべきであり、作業受託で担い手層と競合しかねないJA直営受託事業は控えるべきだと考えている。しかし、調査結果は自説に固執するばかりでは問題が解決しない地域も存在することを示している。

葬祭事業とは性格の異なる問題ではあるが、村落共同体的な相互扶助では対応できなくなった問題をJAが代替して直営事業として取り組まざるを得ない状況が、農地の管理問題において生じているようにも思われる。筆者としては、仮にそのような事態になっても、農地を農地として維持していくかぎり、JAの組織基盤である集落が一定のまとまりを維持していくものと信じたい。

((株)農林中金総合研究所常務取締役 鈴木利徳・すずきとしのり)

今月のテーマ

農林漁業の現況

今月の窓

JA 直営の作業受託事業を考える

(株)農林中金総合研究所常務取締役 鈴木利徳

米価下落等影響緩和対策を中心に
米政策改革の動向

小針美和 2

「水田・畑作経営所得安定対策」導入初年度の対応事例から

集落営農組織への農協の金融対応
の現状と今後の課題

長谷川晃生 16

組合員アンケートの結果を踏まえて

森林組合員の林業経営意識と
組合経営の課題と展望

秋山孝臣 27

談話室

自然の恵みに感謝して

愛知県信用農業協同組合連合会 代表理事理事長 安藤直樹 14

情
勢

漁協組合員アンケートにみる漁業の現状と課題

出村雅晴 43

統計資料 48

本誌において個人名による掲載文のうち意見に
わたる部分は、筆者の個人見解である。

米政策改革の動向

米価下落等影響緩和対策を中心に

〔要 旨〕

- 1 本稿の目的は、米政策改革下における米の価格と生産者の収入に関する領域の施策、特に米価下落の影響を緩和するための対策を中心に、施策の展開と仕組みをフォローすることにある。
- 2 現行の生産調整システムを米の価格や生産者の収入に直接結びつく政策という視点で整理すると、参加メリットを前提とした生産者・生産者団体主体の供給量の調整、（豊作により過剰米が発生した場合には）集荷円滑化対策による過剰米の隔離という量的な調整によって価格の維持を図り、それでも価格が下落した場合には、生産調整参加者に対して財政支出による補てんが行われるポリシーミックスである。
- 3 生産調整および米価下落時の補てん措置を採用するなかでの政府買入の実施は、政策手段の組み合わせとして整合性を欠いた面をもつ。その結果として、政策の推進において、行政、農協職員をはじめとする現場担当者の負担を増幅させてしまうことにも留意する必要がある。
- 4 米価下落等影響緩和対策は、旧食糧法下の稲作経営安定対策を端緒とする。米政策改革の第一ステージ（04～06年度）では、生産調整参加者全員を対象とするメリット措置としての稲作所得基盤確保対策と一定の規模以上の稲作経営に対象者を限定した担い手経営安定対策が講じられた。また、2007年度から、担い手を対象とした対策は水田・畑作経営所得安定対策の収入減少影響緩和対策に移行した。
- 5 米価下落等影響緩和対策の施策の流れは、「米価下落時の補てんという生産調整のメリット措置の導入 担い手の支援策の導入 担い手に対する支援への重点のシフト」としてとらえることができる。
- 6 生産調整政策には多数の多様な農業者がかかわっており、生産調整の実効性を確保するには担い手以外の農業者の協力が不可欠となる。担い手以外の農業者にも生産調整への参加が経済的に有利となるようなメリット措置を確保する必要がある。
- 7 担い手を対象とする収入減少影響緩和対策による米価下落時の補てんが稲作経営にもたらす効果を検証することが必要である。また、収入減少影響緩和対策は価格が構造的に低下している場合には経営安定対策としての効果が薄れてしまう。傾向的な価格低下に対する措置についても検討すべきと考える。

目次

はじめに

- 1 新たな需給調整システムの枠組み
- 2 平成19年産米の価格下落と政府買入の実施
- 3 新たな需給調整システムと政府買入の整合性
- 4 米価下落等影響緩和対策の動向
 - (1) 米政策改革以前の対策（03年度まで）
 - (2) 米政策改革下の対策（第一ステージ；04～06年度）

(3) 米政策改革下の対策

（第二ステージ；07年度～）

- 5 新たな需給調整システムのもとでの生産調整政策の対象者と各対策への加入状況
 - (1) 生産調整政策の対象者
 - (2) 集荷円滑化対策への加入状況
 - (3) 収入減少影響緩和対策の加入状況
 - (4) 稲作構造改革促進交付金の対象者
- 6 今後検証すべき課題

はじめに

米政策改革は、2002年12月の米政策改革大綱（以下「大綱」という）のもとで2010年度に「米づくりの本来あるべき姿」を実現することを目指し、米の需給調整、流通、構造政策・経営政策、生産対策の総合的な政策のパッケージとして展開されている。このうち、米の需給調整に関しては、04年度に旧来の転作面積を配分する方式から販売実績を基礎として米の生産数量を配分する方式へと転換（第一ステージ）し、07年度からは「農業者・農業者団体が主体的に需給調整を行うシステム」（以下「新たな需給調整システム」という）に移行した（第二ステージ）。

その後、出来秋における平成19年産米の価格の下落等を背景として、07年の秋から冬にかけて、政府買入の実施や平成20年産における生産調整のあり方の見直しが行わ

れた。その主なねらいは、政府による供給量の調整や、生産調整の取組強化により、米価下落に歯止めをかけ、当面の価格の維持を図ることにあるといえる。

しかし、政府買入に期待される、米価下落による収入減少の影響の緩和と同じ効果を生産調整参加者にもたらす政策手段は、従来から需給調整の仕組みのなかにも組み込まれている。それが価格下落時に差額の一部を補てんする措置であり、この補てん措置があることが生産調整に参加するメリットのひとつもなっている。さらに、政府買入の実施は、その利益が生産調整参加者に比べて不参加者により多く帰属するなど、生産調整達成のための環境づくりに逆行する側面ももつと指摘されている。施策の見直しを決定する上では、現行の仕組みとの整合性や、実施に伴う副作用についても検討する必要があるが、今回の見直しの経緯をみると、それが十分になされていたとはいいがたいのではないだろうか。

そこで、本稿では、米政策改革下における米の価格と生産者の収入に関する領域の施策、特に米価下落の影響を緩和するための対策を中心に、施策の展開と仕組みをフォローすることとしたい。

なお、本稿の執筆にあたっては、食料・農業・農村政策審議会の公表資料や農林水産省ホームページから閲覧可能な研究会資料、通知、要綱等を用いている。

1 新たな需給調整システムの枠組み

まず、現行の需給調整システムの枠組みを整理する。

平成19年産からの「新たな需給調整システム」は、農林水産省資料「米の生産調整について」(「第3回『販売』を軸とした米システムのあり方に関する検討会」<07年11月6日>配付資料)のなかの「米政策改革の要点」にあるように、

生産者・生産者団体が主体的に、過去の需要実績をもとに米の生産数量の調整を行う需給調整

地域水田農業ビジョンの策定を通じた地域の担い手の明確化

過剰米対策としての集荷円滑化対策^(注1)

生産調整の助成措置(参加メリット)としての産地づくり対策(主食用米以外の作物振興)

生産調整の助成措置(参加メリット)としての米価下落等影響緩和対策

を柱として組み立てられている。

これを米の価格や生産者の収入に直接結びつく政策という視点で整理すると、参加メリットを前提として生産者・生産者団体が主体的に行う事前の供給量の調整、および(豊作により過剰米が発生した場合には)集荷円滑化対策による過剰米の隔離という量的な調整によって価格の維持を図り、それでも価格が下落した場合には、生産調整参加者に対して財政支出による補てん措置が行われる、というポリシーミックスとして制度が設計されている。

(注1)集荷円滑化対策とは、豊作による過剰米を、集荷段階において主食用米の市場から隔離(区分出荷・保管)することにより、米の需給と価格の安定を図る取組み。概要は米穀安定供給確保支援機構ホームページ(<http://www.komenet.or.jp/shuka/gaiyo2.html>)を参照。

2 平成19年産米の価格下落と政府買入の実施

07年の出来秋における平成19年産米の価格は一部の銘柄を除いて大きく下落し、10月のコメ価格センターの落札価格は前年産と比べて約7~11%安の水準となった。その要因として、『平成19年度食料・農業・農村白書』では、米の消費量が年々減少するなかで生産調整の実効性が確保できていないこと、全農の概算金の取扱いの見直し、過当競争に陥りがちな流通業界の構造、消費者の低価格米志向の強まり、等を指摘している。^(注2)

この事態をうけて、政府は07年10月、米価の大幅下落が経営規模の大きい農業者を直撃するだけでなく、小規模・高齢者を含

めて多数の農業者の経営を不安定なものとし、地域農業・地域経済の活力を損なっている状況にあるとして「米緊急対策」を決定した。その内容は、平成19年産米34万トンの政府買入および政府保有米の市場放出の抑制^(注3)、全農による平成18年産うるち米の販売残10万トン相当量の飼料米処理とそれに対する政府助成、平成20年産における生産調整の取組強化の3つを柱としている。政府買入については、07年の11月から12月にかけて実施された。

(注2) 米価の動向、平成19年産米価下落の背景、要因については田代(2008)、冬木(2008)、安藤(2008)等に詳しい。

(注3) 市場において、一部銘柄の不足感が出ていること、米の需給動向を的確に把握する必要があること等から、08年6月から平成19年産米を含めた政府米の販売が試行的に再開されている。

3 新たな需給調整システム と政府買入の整合性

米緊急対策の主たるねらいは、政府買入により平成19年産の米価下落に歯止めをかけること、および生産調整の取組強化により平成20年産の米価下落を防ぐことにあった。しかし、生産調整を行うもとの政府買入は、従来から指摘されているとおり、稲の作付けを抑制している生産調整参加者と比べて、その制限を持たない不参加者に対してより厚い利益を与える。また、同時に、政府買入がもたらす市場価格の変化は消費者の米消費量や購入額、さらには生産調整参加者に対する補てん措置に伴う財政負担額にも変化をもたらす。

以下では、政府買入の実施の有無により、生産調整に参加してそのメリットとして米価下落時の補てん等の補助金を受けられることができる生産調整参加者(以下「参加者」という)と生産調整に参加せず経営面積全体で稲作を行い販売する生産調整不参加者(以下「不参加者」という)というふたつのタイプの生産者、および消費者の厚生および財政負担にどのような違いが生じるかについて、比較静的な枠組みで考えてみたい。

ケース : 生産調整のみを実施している場合(政府買入なし)

国境措置(高関税)を前提に、市場価格が国内の需給状況にもとづいて決定されるもとの、生産者による供給量の制限によって市場価格は需給均衡価格よりも高い価格に形成される。市場価格の上昇は、消費者の負担によってもたらされ、生産調整への参加の有無にかかわらず生産者全員が価格上昇の利益を享受できる。

なお、このような生産者の協調行動が認められているのは、米価の安定が生産者の利益のみではなく、広い目で見れば国民経済全体にとってもプラスであると考えられてきたためである。

ケース : 生産調整と価格下落補てんを実施している場合(政府買入なし)

需要の減少や生産調整不参加者の増加等の要因により、生産調整実施下においても価格の維持ができず、価格が低下した場合を考える。

不参加者は価格低下のマイナスを直接的

に受ける。一方で参加者は米価低下の影響を受けるものの、補助金により収入減少が緩和される。これが不参加者にとってのデメリットの甘受、参加者にとってのメリットの享受にほかならず、補助金の有効性が認識されれば、生産者に対する制度加入への誘因、生産調整の実効性の確保につながる。

ケース Ⅰ：生産調整、価格下落補てんを実施しているもとで政府買入を行う場合

価格の低下への対応として、政府が買入を行い市場から一時現物を隔離することで、市場価格を上昇させた場合を考える。市場価格の上昇は、協調行動の結果と同様、消費者負担によりもたらされ、価格上昇の効果はすべての生産者にいきわたる。

ここで注意すべきは、生産調整を実施しているもとでは、不参加者は作付抑制を行っていない分、参加者よりも価格上昇の効果をより多く享受できることである。そのため、参加者側にとっての不公平感が増大^(注4)してしまう。また、ケース Ⅰの財政支出による場合は、政策の効果は参加者に集中する。それに対して、ケース Ⅱの政府買入を行う場合、参加者にとっては価格の上昇とそれによる補てん部分の圧縮が生じる関係があるのに対し、不参加者には価格上昇の効果がそのまま帰属するため、参加者にとってのメリット(感)も薄れてしまう。

このように、生産調整・価格下落への補てん措置を採用するなかで政府が買入を行うこと(ケース Ⅰの場合)は、政策手段の組み合わせとしては整合性を欠いた面をも

つとともに、不参加者のなかに価格維持の期待感を醸成し、生産調整への参加意欲をそいでしまう。これらは、生産目標数量の達成に対してマイナス要因となる。特に、結果として現場で推進する行政・農協の職員、集落のリーダー、とりまとめ役の負担を増幅させてしまうことにも留意する必要がある。政府買入の是非は、これらデメリットと過剰感を引き締めることで市場を安定させる効果等のメリットとを比較して評価する必要がある。

(注4) 政府買入の有無にかかわらず、生産調整の結果である市場価格で販売を行える不参加者の存在そのものが、参加者にとっての不公平感となっている。

4 米価下落等影響緩和対策の動向

前述のとおり、政府買入の目的のひとつは、価格の下落に歯止めをかけることによって収入減少の影響を緩和することにある。しかし、従来から需給調整の仕組みのなかにも、これと同じ効果を生産調整参加者にもたらす対策として、米価下落時に財政支出により補てんを行う措置が組み込まれている。以下では、この米価下落等影響緩和対策について施策の流れを概観することとしたい。

96年の「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」(以下「食糧法」という)施行以降、若干の不規則な変動をふくみながらも、米価は傾向的に低落を続けている。そのなかで、米価下落による稲作農家、特

に大規模稲作農家の経営の悪化に対して、出来秋前の転作助成、生産調整による価格維持のみを政策手段として対応することは困難となり、生産調整と合わせて米価の下落に対してその差額の補てんを行う措置が講じられてきた。

補てん措置の導入から現在にいたる施策の流れは「価格補てんによる生産調整のメリット措置の導入（米政策改革以前） 上乗せ措置というかたちでの担い手への支援策の導入（米政策改革第一ステージ） 担い手支援への重点のシフト（米政策改革第二ステージ）」としてとらえることができる。

（１）米政策改革以前の対策（03年度まで）

米価下落補てん措置の端緒をなすものが97年11月の「新たな米政策大綱」にもとづき創設された稲作経営安定対策である。当初は生産調整参加のメリット措置として導入され、生産調整実施者に対し、自主流通米を対象として、当時の自主流通米価格形成センターの落札価格をもとに「補てん基準価格（過去3年間の産地・銘柄別の自主流通米平均価格）」と当年産「指標価格」（同センターにおける落札価格の加重平均価格）の差額の80%を補てんすることを基本的な（注5）仕組みとしていた。生産者と政府がそれぞれ価格変動に備えてあらかじめ一定の資金を積み立てておき、市場米価の低落が生じた場合にこの資金を用いて損失の一定割合を補てんする枠組みはこの時点から続いている。

（注5）稲作経営安定対策は、計画流通制度のもとで、主に自主流通米を対象とした政策である。米価の下落傾向が進む中で、補てん基準価格そのものが低下し、補てんの効果が薄れることが問題とされ、基準価格の決め方は毎年のように改められた。

（２）米政策改革下の対策

（第一ステージ；04～06年度）

04年4月に生産調整の見直し、計画流通制度の廃止等を内容とする食糧法の一部改正法が施行され、米の需給調整は転作面積を配分する方式から販売実績を基礎として米の生産数量を配分する方式へと転換した。これに伴い、旧来の転作助成金や稲作経営安定対策も廃止され、生産調整に対する新たな助成体系として水田農業構造改革交付金が設けられた。

米価下落に対する補てん措置もこの交付金のなかに位置づけられ、生産調整実施者全員に対する生産調整参加メリットとしての対策（稲作所得基盤確保対策）と、一定の経営規模以上の農業者に対象を限定して、稲作所得基盤確保対策に上乗せする形でより厚い補てんを行う対策（担い手経営安定対策）が講じられた。

a 稲作所得基盤確保対策

すべての生産調整実施者（かつ集荷円滑化事業の拠出金納付者）を対象とする米価下落影響緩和対策が「稲作所得基盤確保対策」（注6）である。基本的な仕組みとしては、政府が固定部分として300円/60kg、変動部分としては基準価格（都道府県ごとの直近過去3か年のコメ価格センターの落札価格を

もとに算定)の2.5%ずつを政府と生産者が
拠出して資金を造成し、当年産の価格が基
準価格を下回った場合、その資金の範囲内
で補てんを行うものである。

平成17年産を例にとると、実績加入契約
者が95万人、契約数量は362万トンであり、
支払われた補てん金の総額は686億円(う
ち国の交付金433億円)となっている。単純
計算ではあるが、国の交付額を60kgあたり
でみると716円となる。コメ価格センター
における平成17年産米の平均落札価格(全
国加重平均)は15,128円であり、前年産と
の価格差は538円となっている。生産者価
格への上乗せ、収益への寄与としてみた場
合、一定の効果をもつといえよう。

なお、稲作所得基盤確保対策の資金は、
都道府県協議会の判断によって、産地づく
り対策に充当して交付することも可能とさ
れていた。

(注6) 04年度以降の需給調整システムでは、水田
農業構造改革交付金の交付を受ける要件として、
生産調整実施者であるとともに集荷円滑化対策
に加入している必要がある。

b 担い手経営安定対策

米価下落による稲作収入の減少の影響が
大きい、一定規模以上の水田経営を行って
いる担い手を対象として、稲作所得基盤確
保対策の上乗せ措置という形で「担い手経
営安定対策」が講じられた。具体的な加入
要件は、基本的な面積要件として認定農業
者は4ha以上、集落経営体は20ha以上とさ
れ、集落型経営体の要件としては経理の一
元化、5年以内の法人化予定等があり、経

営体としての実体を有することが求められ
(注8)
た。

補てんの仕組みは、直近3年の10aあた
り平均稲作収入を基準収入とし、当該年の
稲作収入が基準収入を下回った場合にその
差額の9割を補てんする(稲作所得基盤確
保対策による補てん額は控除する)というも
のである。担い手経営安定対策に関する生
産者と政府の拠出割合は1対3であり、稲
作所得基盤確保対策の拠出を勘案した補て
ん金全体ではおおむね1対2の拠出割合と
なる。

平成17年産の実績でみると、交付対象と
なった契約件数が3万1千件、契約面積が
16万haとなっており、補てん総額は41億円、
国の交付額は31億円であった。

(注7) ただし、地域の実情に合わせ、都道府県知
事が面積基準などを設定することができる「知
事特認」制度があった。

(注8) 稲作経営安定対策にも「担い手コース」と
して、認定農業者等価格下落の影響が大きい農
業者に対して補てんの厚みを増す措置があった
が、その要件は明確にはされていない。

(3) 米政策改革下の対策

(第二ステージ; 07年度~)

「新たな需給調整システムへの移行の検
証に関する検討会」(06年7月)のとりまと
めをうけて、米の需給調整は07年度から農
業者・農業者団体が主体的に需給調整を行
う新たな需給調整システムに移行した。こ
れに伴い、水田農業構造改革交付金の一環
として措置されていた一定規模以上の経営
体に対する米の収入減少への補てんは、担
い手を対象とした品目横断的経営安定対策
(現「水田・畑作経営所得安定対策」、以下

「経営所得安定対策」という)の「収入減少影響緩和対策」に移行している。一方で、経営所得安定対策に加入していない者に対しては、当面の措置として、産地づくり対策(水田農業構造改革交付金)のなかに稲作構造改革促進交付金が措置されている。

a 稲作構造改革促進交付金(経営所得安定対策の加入者以外の農業者を対象)

経営所得安定対策に加入していない生産調整実施者(かつ集荷円滑化事業拠出者)に対する当面の措置として、米価下落等の影響緩和対策を行えるよう水田農業構造改革交付金のひとつとして「稲作構造改革促進交付金」が設けられた。基本的な仕組みとしては、対象者の稲作付面積に対する定額払い、とされ、稲作所得基盤確保対策とは異なり拠出の必要はない。ただし、その交付額は経営所得安定対策との整合性を図るため、交付額は「収入減少影響緩和対策」による担い手への補てん額を超えてはならないとされている。

また、稲作構造改革促進交付金は産地づくり交付金に充当することも可能とされており、全額を米価下落補てんに用いるのではなく、産地づくり交付金に振り向ける地域も多い。07年度においては、国の予算額(290億円)の約57%に相当する165億円が産地づくり交付金に充当されている。

市町村への交付額は、基本的に、市町村ごとの対象面積(平成17年産の稲作所得基盤確保対策の加入面積から担い手経営安定対策の加入面積を控除したもの)に10aあたり

4,000円として算定されている。^(注9)しかし、算定に用いる対象面積よりも実際の交付対象者の作付面積が大きいこと等により、実際の農業者への交付額としては10aあたり4,000円を下回る地域も少なくないとみられる。

(注9)水稲作付けがなされた水田を2年以内に担い手へ集積した者に対して交付金を上乘せ(10aあたり3,000円)する「担い手集積加算事業」もある。

b 経営所得安定対策における「収入減少影響緩和対策」

「収入減少影響緩和対策」とは、農産物の価格形成が市場の評価にゆだねられることを前提とした上で、担い手の経営全体に着目して販売収入の減少が経営に及ぼす影響を緩和するための対策である。具体的には、米、麦、大豆、てん菜、でん粉用ばれいしょの5品目を対象として、対象品目ごとに標準的収入(過去5年間のうち最高・最低を除く3か年の平均収入)を設定し、当該年の収入との差額を求める。それぞれの品目について基準収入と当年産収入の差額を算出した総和がマイナスである場合には積立金の範囲内でネットの差額の9割を補てんする仕組みである(農業災害補償制度の共済金の交付が見込まれる場合には、相当額を控除する)。

担い手経営安定対策と比較してみると、いくつかの点で加入メリットの拡大がみられる。

第一に、収入減少影響緩和対策を含めた経営所得安定対策は「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する

法律」およびその関係法令によって整備された対策であり、年々の予算編成などに左右されない対策であることがあげられる。

第二に、補てんの仕組みとして、生産者と政府との拋出割合が担い手経営安定対策ではおおむね1対2であ

ったのに対して、収入減少影響緩和対策では1対3となり、生産者の拋出負担が軽減している。

第三には標準的収入を直近3年の収入額の平均から過去5年の中庸3年の平均とすることで、極端な年のデータが排除され、収入の基準となる数値が安定することがあげられる(第1表)。

なお、補てんの限度は標準的収入の10%までとされているが、平成20年産からは、標準的収入の20%に相当する減収に備えて資金を拋出することをオプションとして選択できるようになり、より大きな収入減少に対しても対応できるようになった。

経営所得安定対策の加入要件は、基本的には担い手経営安定対策の基準を引き継いでおり、面積要件では原則認定農業者の場

第1表 米価下落等影響緩和対策の仕組み

		第1ステージ(04~06年度)	第2ステージ(07年度~)
限定した対象者以外の対策	対策名	稲作所得基盤確保対策	稲作構造改革促進交付金
	対象品目	米のみ	米のみ
	基準となる価格・収入の取り方	直近過去3年	直近過去5年の中庸3年
	拋出割合(生産者:政府)	固定部分300円/60kgは政府 変動部分は1:1	拋出無し
補てんの限度	300円/60kg + 基準収入の5%	地域水田協議会で 定額として定める範囲 収入減少影響緩和対策の 範囲内	
対象者を限定した対策	対策名	稲作基盤所得確保対策 担い手経営安定対策	収入減少影響緩和対策
	対象者	原則として 4ha以上の認定農業者 20ha以上の集落型経営体	経営所得安定対策の 加入者
	対象品目	米のみ	5品目
	基準となる価格・収入の取り方	直近過去3年	直近過去5年の中庸3年
	拋出割合(生産者:政府)	概ね1:2(担い手経営安定対策 のみでは1:3)	1:3
補てんの限度	基準収入の 12%	標準的収入の10% もしくは20%(選択)	

資料 農林水産省「第1回新たな需給調整システムへの移行の検証に関する検討会資料」(06年2月3日)
農林水産省「水田経営所得安定対策の概要」(08年2月20日現在)

合4ha以上、集落営農組織の場合20ha以上であるが、地域の実態を踏まえて、物理的特例、所得特例、生産調整特例の特例要件が措置されている。加えて、08年度からは「市町村特認制度」により、地域水田農業ビジョンに位置付けられている地域の担い手(認定農業者又は集落営農組織)については、面積要件や特例要件が満たされなくても市町村の判断によって経営所得安定対策に加入できることとされた。

5 新たな需給調整システムのもとでの生産調整政策の対象者と各対策への加入状況

生産調整の実効性という観点からは、生産調整参加のメリット措置であるそれぞれ

の対策の加入者が、全体の生産のうちの程度をカバーしているかが重要となる。このため把握可能な直近時点のデータをもとに、生産調整政策の対象者、各対策への加入状況を見る。

作付面積ベースのカバー率をみると、米価下落等影響緩和対策の対象者がカバーする面積は約7割を占め、そのうち稲作構造改革促進交付金の対象者が4割程度、収入減少影響緩和対策の加入者が3割弱をカバーしているとみられる。

(1) 生産調整政策の対象者

生産調整政策の対象者を最も広くとらえたものが生産目標数量の配分を受けている農業者^(注10)(ゼロ配分を含む)であり、平成18年産では335万2千人、配分された面積は165万7千haとなっている(第2表)。

そのなかで、水稻生産実施計画書を提出している農業者は全体の87.0%となっている^(注11)。生産調整の不参加者の指標となる計画書を提出していない農業者は人数ベースでは13%、面積ベースでは15%程度とみられる。

(注10) 水田の使用収益権、所有権を有する者。生産目標数量をゼロとして配分されている農業者も含む。

(注11) 配分通知を受け、生産調整に参加する農業者は、その年の作付計画を記載した上で水稻生産実施計画書を提出することとされている。ただし、提出した者すべてが生産調整実施者ではない。地域水田協議会等による生産調整を実施していることの確認を受ける必要がある。

第2表 生産調整政策の対象となる農業者数、集荷円滑化事業への加入状況(平成18年産)

(単位 千人、千ha、%)

	実数		シェア	
	人数	面積	人数	面積
水稻生産実施計画書提出者(A)	2 917	1 405	87.0	84.8
うち集荷円滑化事業加入者	1 380	1 148	41.2	69.3
水稻生産実施計画書未提出者(B)	436	252	13.0	15.2
全体(A+B)	3 352	1 657	100.0	100.0

資料 農林水産省「米の生産調整について」(第3回「『販売』を軸とした米システムのあり方に関する検討会」(07年11月6日)資料)、農林水産省「食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会資料」(07年3月27日開催)

(注) 集荷円滑化対策の面積は、数量ベースのデータを平成18年産の実収量により面積換算したもの。

(2) 集荷円滑化対策への加入状況

産地づくり交付金や稲作構造改革促進交付金の交付を受けたり、収入減少影響緩和対策に加入するためには、生産調整を実施しているとともに、集荷円滑化対策に加入しなければならない^(注12)。集荷円滑化対策加入者のシェアは人数ベースでは41.2%(138万人)と半数に満たないが、面積ベースでは69.3%と7割近くを占めている^(注13)。

(注12) 経営所得安定対策の加入要件には生産調整実施者、集荷円滑化事業の加入者であることとは明記されていない。しかし、認定農業者の認定や集落営農の設立の要件としては、生産調整の参加や集荷円滑化事業への加入が必要であり、実質的には加入要件となっている。

(注13) 平成18年産の集荷円滑化対策の契約数量を同年の実収量で除し、面積換算した。

(3) 収入減少影響緩和対策の加入状況

07年度における収入減少影響緩和対策の米に関する加入状況は、経営体ベースで5万8,873経営体、作付予定面積ベースでは43万6,869haであり、平成19年産の水稻作付面積を基準とした面積ベースのカバー率は3割弱程度とみられる。

担い手経営安定対策の加入状況と比較す

第3表 米に関する収入減少影響緩和対策の加入状況

(単位 経営体, ha)

		計	認定 農業者	集落 営農組織
加入者	収入減少緩和対策(07年度)	58 873	55 088	3 785
	(参考)担い手経営安定対策(06年度)	35 973	-	-
作付 予定 面積	収入減少緩和対策(07年度)	436 869	330 538	106 331
	(参考)担い手経営安定対策(06年度)	201 286	-	-

資料 農林水産省「平成19年産品目横断的経営安定対策加入申請状況」(平成19年8月3日公表)

農林水産省「食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会資料」(平成19年7月31日開催)

(注) 担い手経営安定対策のデータは平成18年産当初契約ベース。

ると、経営体数では2万2,900増、面積では23万5,583ha増と大幅に増加している(第3表)。

認定農業者・集落営農別にみると、認定農業者も大きく増加したが、特に集落営農の組織化が進んだ。担い手経営安定対策の集落型経営体の要件に比べて経営所得安定対策の集落営農の加入要件が緩和されていること、経営所得安定対策の導入に伴い、各地で要件を満たす組織の育成に注力した結果とみることができよう。^(注14)

(注14) 地域別の加入状況を見ると、地域ごとに差異がみられる。北海道での加入率が圧倒的に高いほか、山形県、秋田県では4割を超えるなど、東北地方、北陸地方での加入率が高い。概して西日本では加入率が低い。佐賀県の加入率は6割を超え都府県では特出しており、滋賀県の加入率が全国を上回っている。

(4) 稲作構造改革促進交付金の対象者

稲作構造改革促進交付金の対象者は、集荷円滑化対策加入者のうち収入減少影響緩和対策の加入者以外の者である。面積ベースのカバー率は4割を超えるとみられる。

6 今後検証すべき課題

前述のとおり、稲作経営安定対策の導入から担い手経営安定対策の創設、収入減少影響緩和対策への移行という米価下落等影響緩和対策の施策の流れは「価格補てんによる

生産調整のメリット措置の導入 上乗せ措置というかたちでの担い手への支援策の導入 担い手の支援への重点のシフト」としてとらえることができる。

しかし、米政策には多数の多様な農業者がかかわっており、そのうち収入減少影響緩和対策の加入者の面積カバー率は3割弱程度にすぎない。言い換えれば、米生産の大宗は担い手以外の生産者により占められており、生産調整の実効性を確保するには彼らの協力が不可欠となる。米価の動向、見直し等も踏まえて、現状のメリット措置の水準で十分かどうかを検討し、収入減少影響緩和対策加入者以外の農業者にとっても生産調整への参加が経済的に有利となるようなメリット措置を確保する必要がある^(注15)。

収入減少影響緩和対策は短期的な要因による収入減少には補てん効果がみこまれる。平成19年産に関しては、米価の影響を受けてほとんどの地域で米穀の当年産収入が標準的収入を下回っており、他作物の収入の状況にもよるが多くの加入者が補てん金の交付を受けるとみられる。また、07年

度に限った特別措置により、標準的収入の10%を超える収入減少についても生産者拠出なしで補てんが受けられることとなった。加入者の経営に対する補てんの効果、特別措置により補てんの厚みを増したことの効果等を検証することが必要となろう。また、補てん額の算出には、コメ価格センターの落札価格が用いられているが、実際に各農家が直面している取引価格は販売形態等によりさまざまである^(注16)。このような加入者ごとの経営状況を踏まえた検証も重要と考えられる。

しかし、収入減少影響緩和対策は一定の水準の収入や所得を保障する仕組みではなく、多くの論者が指摘するとおり、米のように価格が構造的に低下している場合には、基準となる収入が漸減していくことで経営安定対策としての効果が薄れてしまう^(注17)。今後も米価が低下していくことがみこまれる環境のもとで、構造的な価格の低下に対し、どのような措置を担保すべきかについても検討すべきであろう。

(注15) ここでいうメリット措置は、産地づくり交付金によるメリット措置も含まれる。加えて、市町村特認制度により、地域における経営所得安定対策の対象者をどのように決定するかもかわってくる。また、交付額の絶対水準として、産地づくり交付金等の交付金がメリットとして有効となるように交付されているかも検証する必要がある。

(注16) コメ価格センターのあり方やその価格の代表性についても、農林水産省の「コメ価格センターの取引のあり方等に関する検討会」等で議論されている。政策価格のあり方についても、検討すべき課題のひとつである。

(注17) 平成20年産の算定に用いられる標準的収入をみると、ほとんどの地域で平成19年産の標準的収入に比べて下がっており、5%以上低下している地域もある。

<参考文献>

- ・安藤光義(2008)「求められる水田農業のグランドデザイン」『農業と経済』6月号 pp.32-40
- ・佐伯尚美(2005)『米政策改革()再スタートする改革：新食糧法の構造とゆくえ』農林統計協会
- ・佐伯尚美(2006)「最終局面を迎えた米政策改革問題 - 移行期3年間の実績と評価」『農業研究』No.19(2006/12) pp.5~71
- ・生源寺眞一(2006)『現代日本の農政改革』東京大学出版会
- ・田代洋一(2008)「米価の下落をどうみるか」『農業と経済』6月号 pp.5-14
- ・冬木勝仁(2008)「米の需要と価格はどう変わった」『農業と経済』6月号 pp.15-23

(研究員 小針美和・こばりみわ)



自然の恵みに感謝して

朝5時、簡単な食事を済ませ、散歩に出かけることから私の一日は始まる。

子供たちに押し付けられた犬の散歩のために始めてから、もうかれこれ20年以上になる。雨の日と土日を除けばほぼ毎日のことで、真冬の冷たい北風も、真っ暗な道もほとんど苦にならないほど体に染み付いた厄介な習慣病である。

とにかく一日は散歩から。大戦後旧豊川海軍工廠の跡地に造られた野球場、陸上グラウンド、桜並木などの緑地公園を抜けて佐奈川に出る。5mほどの川幅の小さな川ではあるが、両側の堤防には5km以上にもおよぶ桜並木が続き、川沿いの道はきれいに整備され、時期ともなれば桜や菜の花も咲き誇る誠にすばらしいウォーキングスポットである。季節によって楽しみ方は変わるが、満天に輝く星空を仰ぎ、朝日を拝み、水の流れと泳ぐ魚に幼いころを思い出し、水鳥や蝉の鳴き声を聞きながら遠くの山々を眺め、行き交う人たちに「おはようございます」と挨拶をし、新緑の木々の中で新鮮な朝の空気を思いっきり胸いっぱい吸えば「今日もいいことありそうだ!」とすっきりさわやかにリフレッシュすることができる。

この朝の60分~90分は、肉体的な健康管理というよりは精神的な健康管理という意味で私にとって欠かすことの出来ない時間であり、豊かな自然の恵みに感謝する時でもある。

自然の恵みである川の水や周辺の木々、草花は、私個人にとってはそういった意味で大切なものではあるが、生活の中ではもっと大きく重要な役割を果たしている。

私たちは、炊事で、風呂で、トイレで、洗濯で「1人当たり1日平均200リットル」つまりドラム缶1本以上の水を使っていると言われている。

また、私たちが生活をしていくなかで欠かすことのできないお米や野菜、果実といった食物を作るにも、病院での手術にも、工場で製品を作るにも想像以上に多くの水が使われている。

「水の惑星」とも言われる地球には豊富な水があるが、その97%は海水で、真水はわずか3%しかないと聞かされた。しかもその半分は氷だ。

人口の増加に加え、生活水準の向上によってますます水の需要は増えること

になる。何とかしなくては・・・

毎年のことではあるが、台風が来襲し、大雨が降って、山が崩れ、川は氾濫し農作物にも多大な被害が発生する。雨が降らなければ水不足となり、作物の生育にも影響し、毎日の生活は節水に苦しむことになる。悩ましい限りである。

山の多い日本では、河川の流れは水源森林に貯えられた水を源流とし、その水量と水質が地域の自然環境や生活環境の豊かさを左右している。

また森林は、急峻な山地の崩壊を防ぎ、木材を搬出し、動植物の生息地となり、CO₂吸収源となり、人々の憩いの場ともなっている。

空から降る雨や雪は、樹冠に遮断され葉や枝に溜まり、その量が多くなれば一部は幹を伝って流れ、大部分は地上に滴下する。これらは地上を流れて流出するもの、地下に浸透するもの、蒸発するものに分かれる。

森林の表層土壌は落枝、落葉によって保護され、保水能力、浸透能力が優れている。このため降雨はすぐに流出せず、土壌水や地下水として貯留され徐々に流出していくことになる。まさに自然のダムではないか。

私の住む愛知県東三河地域は全国でも有数の農業生産高を誇る地域であり、10年前に設立された「穂の国森づくりの会」を中心に、流域圏の森林の保全、育成などを通じて潤沢な農業用水の確保と循環型地域社会の実現を図るための活動が流域住民、企業、行政のパートナーシップの下で続けられており、地域のJAもこの活動へ積極的に参加している。

JA愛知信連も社会貢献の一環として5年前からこの活動に参加しており、毎年多くの職員が設楽地区の「きららの里」や豊橋市内の国有林を中心に、植林や間伐作業のお手伝いをさせて頂いている。

毎朝の散歩で眺める小さな川の流れが絶えることなく、汚れることなく我々に活力を与え、生活や木々・作物に潤いを持たせてくれることを祈りながら、自然の保護・育成に少しでも役立てるよう、一日一日「自然の恵み」に感謝しつつ私も小さな努力を続けていきたいと思っている。

(愛知県信用農業協同組合連合会 代表理事理事長 安藤直樹・あんどうなおき)

<大化以前「穂の国」と呼ばれた地域がありました。愛知県の東部、西は宮路山、北は豊川市宝川、東は豊川の中・下流域あたりに広がる国で、豊かな実りある地域でした。歴史の流れの中で「穂の国」の名は「愛知県東三河」として今に受け継がれています。>

集落営農組織への農協の 金融対応の現状と今後の課題

「水田・畑作経営所得安定対策」導入初年度の対応事例から

〔要 旨〕

- 1 水田農業を中心とする土地利用型農業を対象に2007年産より水田・畑作経営所得安定対策が実施され、各地で集落営農組織が数多く設立されている。本稿では現地調査にもとづき、対策導入初年度における農協の集落営農組織への金融対応の現状と今後の課題についてみていくことにする。
- 2 07年度は集落営農組織の当面の資金調達が課題となっていた。事例として取り上げた農協では、生産資材の決済時期の延長や過去の生産実績に基づく支払（固定払）を農協が仮渡しすることで対応している。さらに農協独自の集落営農組織向けの当座貸越を創設し、金利負担を軽減するための支援措置を実施することで対応しているケースもある。こうした支援により、集落営農組織の資金繰りは改善されている。
- 3 農業機械の購入等の資金対応については、集落営農組織が借入可能な農業制度資金に制約があることから、農協独自の集落営農組織向けの資金を創設し、積極的に融資対応している。また農協のなかには独自のリース事業を展開することで、農業機械の導入支援を行っているケースもある。
- 4 今後は個人所有機械の更新時期が来る度に、集落営農組織による機械導入が進展していくものとみられ、農協での積極的な金融対応が課題となろう。ただし任意組合である集落営農組織については、積立金の確保や借入にあたって法律・税制等の面での制約も多い。また対策導入を契機に設立した組織も少なくなく、経営体として未熟な面もある。そうしたことから、集落営農組織への農協の金融対応については営農部門との連携が重要である。集落営農組織の発展段階に応じた各種支援の取組みとともに、融資相談対応には金融部門と営農部門との連携強化さらに担い手金融リーダー等の農業融資に精通した人材の育成等により、幅広い資金ニーズに積極的に対応していくことが求められている。

目次

はじめに

- 1 経営所得安定対策の概要と実施状況
 - (1) 経営所得安定対策の概要
 - (2) 実施状況
- 2 集落営農組織に対する農業制度資金，JAバンクの対応動向
 - (1) 農業制度資金の対応動向
 - (2) JAバンクの対応動向
- 3 現地調査にみる金融対応の現状

(1) 調査農協の概要

- (2) A農協
- (3) B農協
- (4) C農協
- (5) D農協

4 小括

- (1) 資金繰りの変化への対応
- (2) 農業機械等の資金需要への対応等
- (3) 今後の課題

おわりに

はじめに

水田農業を中心とする土地利用型農業を対象に2007年産より水田・畑作経営所得安定対策（以下「経営所得安定対策」という）が実施されている。行政，農協等による集落営農組織の立ち上げ支援等様々な取り組みが展開されたこともあり，各地で集落営農組織が数多く設立されている。

こうした状況のなかで，本稿では現地調査にもとづき，対策導入初年度における農協の集落営農組織への金融対応の現状と今後の課題についてみていくことにする。^(注1)なお，本稿における「集落営農組織」とは，経営所得安定対策の対象となる特定農業団体とそれと同様の要件を満たす組織とする。^(注2)

本稿の構成は以下のとおりである。第1節，第2節では経営所得安定対策の実施状況ならびに農業制度資金，JAバンクの対応動向をみることにする。第3節では農協

への現地調査にもとづき金融対応の現状をみたうえで，続く第4節では現状を整理し，今後の課題についてふれることにする。

（注1）安藤（2007）は「もともと集落営農は島根，広島などの中国地方の中山間地域や滋賀，富山などの総兼業農家地帯など担い手不足が深刻な地域」において「手間ひま金をかけずに農地を守るための仕組みづくり」の必要から設立されたものであると指摘している。また金子（2008）は農政の展開以前から「地域の実情に即して『集落営農』が展開されてきたのであり，現在の農政において『担い手』として取り上げられているのは一部の形態である」と指摘している。したがって，本稿の分析は対策の対象となる集落営農組織に限定したものである。

（注2）本稿で用いる「集落営農」とは「『集落』を単位として農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農」とする。

1 経営所得安定対策の概要と実施状況

(1) 経営所得安定対策の概要

経営所得安定対策は米，麦，大豆，てん菜，でん粉原料用ばれいしょを対象品目とし，対象者は認定農業者，集落営農組織と

している。集落営農組織については特定農業団体または特定農業団体と同様の要件を満たすことが必要である。^(注3) また経営規模について、認定農業者は北海道10ha，都府県4ha，集落営農組織は20ha以上が要件となっている。^(注4)

対策は生産条件不利補正対策（麦・大豆等直接支払）と収入減少影響緩和対策（収入減少補てん）に分けられる。生産条件不利補正対策は米を除く麦，大豆，てん菜，でん粉原料用ばれいしょを対象品目としている。そして生産コストのうち販売収入では賄えない部分を補てんするもので，豊作・不作にかかわらず毎年一定額が支払われる過去の生産実績に基づく支払（固定払）と毎年の生産量・品質に基づく支払（成績払）がある。

一方，収入減少影響緩和対策は，米，麦，大豆，てん菜，でん粉原料用ばれいしょを対象とし，販売収入が標準的収入を下回った場合に減収額の9割を補てんするものである。

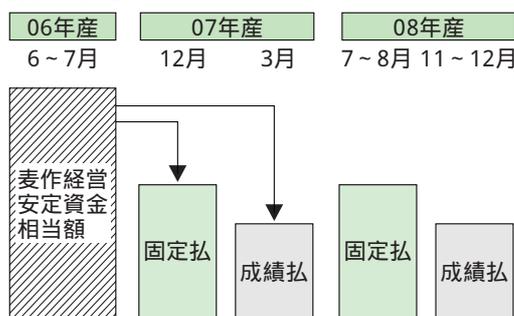
07年度については対策導入に伴い交付金の支払時期が変更されたこともあり，集落営農組織においては当面の資金調達が課題となった。^(注5) 具体的には，米，麦，大豆を基幹とする水田作経営におい

て，06年産までは，第1図に示すように麦類は生産物の代金と麦作経営安定資金が収穫時期の6～7月に支払われていた。大豆については，生産物代金は4～5月に，交付金（概算払い）は12月に支払われてきた。

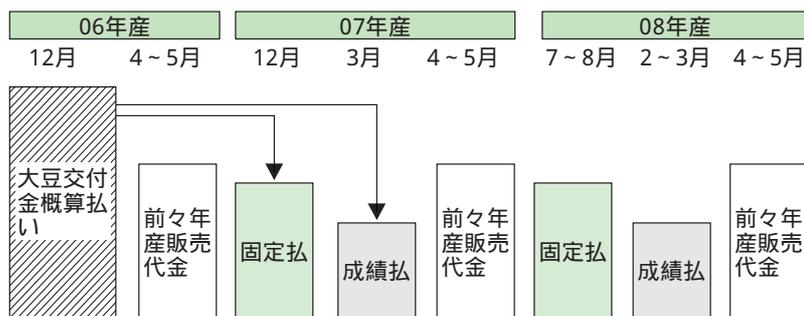
しかしながら，07年産は固定払が12月，成績払が3月払いとされたため，06年産と比べて交付金が遅れて支払われることになる。したがって，後述するように農協では集落営農組織の資金繰りの変化に対して様々な対応がなされた。ただし07年12月の対策の見直しにより，固定払が7～8月に，成績払の麦が11～12月，大豆が2～3月へと交付金の支払時期が見直されたことで，08年度は資金繰りが改善されるものとみられる。

第1図 経営所得安定対策導入に伴う交付金の支払時期の変化

【麦の場合】



【大豆の場合】



資料 梅本雅(2007)を参考に作成

(注3) 特定農業団体と同様の要件を満たす組織となるためには、農用地の利用集積目標の設定、規約作成、共同販売経理、農業生産法人化計画の作成、主たる従事者の所得目標設定、が要件となっている。

(注4) 07年12月に品目横断的経営安定対策から水田・畑作経営所得安定対策(北海道向け)、水田経営所得安定対策(都道府県向け)へと制度名称が変更された。さらに面積要件(市町村特認制度の創設)、認定農業者の年齢制限の廃止・弾力化、集落営農組織の法人化等の指導の弾力化等の制度の見直しが行われた。

(注5) 梅本(2007)

(2) 実施状況

07年産の加入申請状況は72,431経営体から申請があり、内訳は認定農業者67,045(うち法人が3,630)、集落営農組織が5,386(注6)となっている。認定農業者と集落営農組織の加入申請面積をみると、米、麦、大豆の加入申請面積全体に占める集落営農組織の割合は24.3%、26.2%、36.1%である(第1表)。ただし、北海道を除く都府県は集落営農組織の占める割合が、米30.6%、麦47.9%、大豆44.1%となっている。

また、06年度の作付面積に占める加入申請面積の割合をみると、米25.9%、麦93.3%、大豆77.5%で、米と比較すると麦、大豆の割合は高い。(注7)これについては、規模要件に満たない麦、大豆作農家はそのままでは対策の対象外となり経営が立ち行かな

第1表 2007年産の米、麦、大豆の加入申請面積の状況

(単位 千ha, %)

	米	麦	大豆
認定農業者	330.5(75.7)	187.3(73.8)	70.4(63.9)
集落営農組織	106.3(24.3)	66.6(26.2)	39.7(36.1)
合計	436.9(100.0)	253.9(100.0)	110.1(100.0)

資料 農林水産省「平成19年産品目横断的経営安定対策加入申請状況」(2007年8月3日)より作成

くなる。そうしたことから集落営農組織への加入等による対応がなされたことが影響しているものとみられる。

なお、加入申請品目については認定農業者が米等の単品目での加入が5割を占める。それに対して集落営農組織は米、麦、大豆を組み合わせた多品目での加入が7割を占めている。

(注6) 認定農業者(法人)3,630のうち法人化し認定農業者となった集落営農組織がどの程度あるのかはデータの制約から把握できない。

(注7) 山浦(2007)

2 集落営農組織に対する農業制度資金、JAバンクの対応動向

(1) 農業制度資金の対応動向

このように農業政策が変化するなかで、農業制度資金については、06年4月に農林公庫の経営体育成強化資金、農業近代化資金、農業改良資金の貸付対象者に一定の要件を満たす集落営農組織(「特定農業団体」「特定農業団体と同様の要件を満たす組織」)が明記された。ただし農林公庫の農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)、また農業経営改善促進資金(スーパーS資金)は法人化し認定農業者となった集落営農組織のみを対象としている。

また国は07年度から10年度までの3年間で「集中改革期間」として担い手の育成・確保に取り組むこととしている。その取り組みの一環として、認定農業者が借り受けるスーパーL資金および農業近代化資金のうち500万円超の貸付については無利子化措

置が実施されている。^(注8) また集落営農組織向けについては、08年度から09年度までに借り受ける農業近代化資金について、金利負担軽減等の金融支援措置がなされている。^(注9)

(注8) 都道府県，市町村および(財)農林水産長期金融協会が行っている利子助成に加えて，(財)農林水産長期金融協会が無利子になるまで追加利子助成を行うもの。

(注9) 利子助成により金利負担を最大2%軽減，融資率を100%（以前は80%）に拡充等。

(2) JAバンクの対応動向

JAバンクでは05年3月に農業の担い手金融強化に向けた取組方針を打ち出している。そのなかで農協は集落営農組織，認定農業者等への対応を，信農連，農林中金は農協の取組みを推進・支援するとしている。そして体制を整備するために農協，信農連，農林中金に金融ニーズに対応する担い手金融リーダーを順次配置している。こうした体制整備とともに，農業制度資金を補完するために集落営農組織向けの新資金の創設等の対応がなされている。

まず農協系統の要綱資金であるアグリマイティー資金について，06年4月に全国要綱が改正され，集落営農組織が貸付対象として明記された。

また07年には，経営所得安定対策に対応するための資金を創設している。その1つが，経営所得安定対策の対象となる認定農業者，集落営農組織の資材購入代金や労賃の支払い等の運転資金に対応するアグリスーパー資金である。

もう1つはJA農機ハウスローンで，融資対象は法人，集落営農組織だけでなく小

規模農家も利用できる仕組みとなっている。審査期間は原則3日程度とし，農業者の資金ニーズに素早く対応できるのが特徴である。これらの資金については，農林中金が全国要綱を整備し，農協，信農連は地域の状況に応じて新資金の創設や既存資金の拡充を進めている。

さらにJAバンクでは07年度からCSR事業の一環としてJAバンクアグリサポート事業を展開している。そのなかで，農協が融資するスーパーS資金，アグリスーパー資金，JA農機ハウスローン等について，借入者の金利負担を軽減するために最大1.0%の利子助成を実施している。

3 現地調査にみる 金融対応の現状

(1) 調査農協の概要

それでは次に現地調査にもとづき集落営農組織に対する農協の金融対応についてみていくことにする。

本稿で取り上げる農協の概要は第2表のとおりである。集落営農組織に対する多様な取組みをみるために，東北，関東，近畿，四国地方の稲作地帯で積極的な取組みを行っている4農協を取り上げた。各農協において，営農部門と金融部門から集落営農組織への各種支援の内容について，さらに対策導入に伴う資金繰りの変化への対応，農業機械等の資金需要への対応等について聞いている。以下では具体的な取組状況についてみていくことにする。

第2表 調査対象農協の概況

(単位 人, 経営体, 組織)

		A農協	B農協	C農協	D農協
		東北地方	関東地方	近畿地方	四国地方
農協の販売品取扱実績(上位3位まで)		米 野菜 肉牛	米 きのこと野菜	米 肉牛 野菜	野菜 米 果実
経営所得 対策への 加入申請 状況	認定農業者のうち個人	344	81	285	33
	認定農業者のうち法人	15(6)	12(9)	11(3)	19(19)
	集落営農組織	52	38	133	6

資料 農協提供資料, ヒアリング調査をもとに作成
(注) カッコ内は法人化した集落営農組織数。

(2) A農協

A農協は東北地方にあり, 水稻を中心に, 麦, 大豆, 雑穀や野菜, 花き, 果樹等の園芸作物に畜産を含めた多様な農業生産が展開されている。

農協管内の農業振興協議会では, 06年度から集落営農・担い手対策を専門に担当する部署を設置している。また経営所得安定対策の対応にあたっては, 農協OBが集落営農アドバイザーとなり積極的に加入促進をおこなってきた。その結果, 認定農業者のうち個人344, 法人15(法人化した集落営農組織は6)と52の集落営農組織が加入申請を行った。

なお当該地域では以前から農家組合を単位として麦, 大豆の転作作業を組織化することで機械の効率的利用を図ってきた。加入申請した集落営農組織の多くが転作作業組合を母体としている。なお米については認定農業者が個別で加入申請を行い, 規模要件をクリアできない小規模農家は集落営農組織へ加入するケースが多い。集落営農組織のうち米を取り込んでいる組織は37あり, その多くは構成員が所有する水田を自らの機械で作業している状況にある。

金融に關連した取組みについてみると, 県信農連において集落営農組織の立ち上げや運

営のための資金を有利な条件で迅速に提供できる体制づくりが進められてきた。運転資金については制度資金としてスーパーS資金があるが, 集落営農組織は融資対象外となっていることから, 県信農連では06年2月に集落営農組織も利用できる資金を創設している。資金使途は運転資金だけでなく農地取得, 設備資金にも利用することができる。また県では県単独の制度資金として同年6月に集落営農組織を対象とした運転資金を創設している。^(注10)

経営所得安定対策の実施に伴う集落営農組織の資金繰りの変化への対応として, 07年度は生産資材(肥料・農薬)の決済時期について, 米・大豆は翌月払いを10月払いに, 麦は12月払いを翌年2月払いにそれぞれ延長した。また新たに立ち上げた集落営農組織のなかには, 既存組織のような資金の蓄積が乏しいために, 春作業に係るオペレーター賃金の支払いのためのつなぎ資金が必要な組織もみられた。こうした集落営農組織に対しては, 県単資金(10組織)もしくはアグリマイティー資金(10組織)で対応している

農業機械の購入資金については, 組織立

ち上げ当初ということもあり新規実行件数は少なく、07年度は数件の貸出があり、うち1件は農業近代化資金で、残りはすべてアグリマイティー資金で対応している^(注11)。

金融に関連した取組み以外では、組織の立ち上げ支援、経営支援（研修会の開催、記帳代行、集落営農トータルアドバイザーの設置等）、生産資材（肥料、農薬）に関する集落営農組織の大口利用に対する奨励措置の新設等を行っている。

農協では、今後の資金需要について、米は個人所有機械の持ち寄りが多いものの、個人所有機械が更新時期を迎える度に、集落営農組織での機械購入が進んでいく可能性があるものとみている。既に法人化した集落営農組織のなかには更新費用を準備し、行政の補助金等を有効利用しながら自己資金で対応しようとしている組織もある。しかしながら、多くの集落営農組織では補助金等の利用を前提に資金借入またはリースによる対応になるものとみている。

（注10）貸付方式は当座貸越、手形貸付又は証書貸付による。当座貸越および手形貸付は極度額の範囲内で随時借り入れ、随時返済が可能。

（注11）A農協では、金利等を勘案し、集落営農組織に対し有利な資金を勧めたいと考えている。ただし実態としては、借入手続きが簡便であること等からアグリマイティー資金が選択される傾向にある。また県信農連が創設した新資金については、アグリマイティーの借入手続きに慣れていること等の理由から、07年度中の借入実績はなかった。

（3） B農協

B農協は関東地方にあり、水稻を中心に、きのこ、畜産、野菜、果実等多様な農畜産物が生産されている。以前から小規模経営

への対応として集落営農への取組みがなされ、農地の有効活用、機械の共同利用等の取組みが進められてきた。

経営所得安定対策の対応にあたっては、管内に面積要件を満たす個別経営体は少なく、将来的に農業就業人口は減少し、担い手不足が予想されることから、米を含めた集落営農組織の立ち上げを推進してきた。その結果、認定農業者のうち個人81、法人12（うち9が法人化した集落営農組織）と38の集落営農組織が加入申請を行った。

資金繰りの変化への対応として決済時期の延長を行っている。具体的には、資材の決済月は9月であるが麦生産に係る資材は翌年9月まで1年間延長している。また米、大豆（種子代金を除く）は12月まで決済時期を延長している。

さらに麦、大豆の固定的支払いである過去の生産実績に基づく支払（固定払）については、国に申請を行った時点で農協として集落営農組織に交付金相当額の仮渡しを実施している^(注12)。なお運転資金については多くの集落営農組織が営農貸越を利用するものと見込んでおり、営農貸越の金利負担を軽減するための支援措置も実施している。

農業機械購入の資金対応については、07年7月に集落営農組織も借入対象となる農協独自の低利資金を創設している。ただし07年度については組織立ち上げ当初ということもあり借入実績はなかった。

なおB農協では金融に関連した取組み以外にも様々な支援を行っている。具体的には、体制整備（06年度に集落営農を進める

ための本部機能として担い手育成本部を設置，職員を配置)，事務処理体制の整備，共同販売経理の事務支援，組織運営支援，生産資材価格支援（生産資材購入の際の大口ランク別奨励に組織枠を設定），法人化した集落営農組織への出資等を行っている。

今後の資金需要について農協では，集落営農組織としての農業機械購入が進展していくものとみており，そうした資金需要への対応が課題であると考えている。

（注12）交付金は12月に支払われるが，農協では9月に仮渡しを実施している。

（4）C農協

C農協は近畿地方にあり，水稻，麦，大豆を中心に，畜産，野菜，花卉，黒大豆等多様な農業生産が展開されている。10数年前より県単事業として集落営農が推進されてきたこともあり，農協管内では集落を基盤とした麦，大豆のブロックローテーションによる集団転作が実施されてきた。

経営所得安定対策への対応にあたっては，麦，大豆は転作組合を母体としているが，面積要件をクリアーするために米を含めた集落営農組織も多い。そうした集落営農組織では，構成員が所有する水田を自らの機械で作業している状況にある。

加入申請状況については，認定農業のうち個人285，法人11（うち3つが法人化した集落営農組織），それと集落営農組織が133ある。

金融に関連した取組みについてみると，06年7月に集落営農組織向けの農協独自の

低利資金を創設している。農協独自資金は農業生産，農産物の加工等にも利用でき，運転資金および農業機械の購入等にも対応している。資金繰りの変化への対応については，麦，大豆の生産資材に係る決済時期の延長（通常の8月決済を11月まで延長）を実施している。そのうえでB農協と同様に麦，大豆の過去の生産実績に基づく支払（固定払）について，農協として11月に交付金の8割相当額の仮渡しを実施することで，集落営農組織の決済資金を融通している。

一方，農業機械の購入資金については07年度中に農協独自資金による9件の貸付があり，集落営農組織からの借入相談があれば，積極的に対応しようとしている^{（注13）}。

また，金融に関連した取組み以外にも，生産資材の大口取引に対する奨励措置，カントリーエレベーター利用料金の奨励措置（集落営農組織への適用），事務代行，出資等を行っている。

農協では，今後農業機械に関する資金需要があるものとみている。集落営農組織は補助事業の実施状況を勘案しながら，借入ないしはリースで対応することになるとみられ，対応が課題となるものとみている。また，農協では集落営農組織は今後法人化していくと見込んでおり，法人化した組織については担い手金融リーダーを中心に，金融対応を図っていくことが重要であると考えている。

（注13）法人化していない集落営農組織については制度資金の制約もあり，農協独自資金で対応している。なお法人化した集落営農組織については金利等を勘案し，農林公庫資金の利用を前提に融資対応を行っている。

(5) D農協

D農協は四国地方にあり、温暖な気候を活かして水稻を中心に、麦、果樹、野菜、畜産等がなされている。将来的に農業者の減少や高齢化が懸念されるなかで、農協は03年からの2年間で12の農作業受託組織を設立し、地域を支える担い手として位置づけた。またこれらの組織について、経理の一元化の指導や農地集積の推進等を行ってきた。

経営所得安定対策への対応にあたっては、米も含めた集落営農組織を立ち上げるために、様々な取組支援を行っている。また農協の支所単位で地域の農業を守る観点から、小規模な麦、大豆農家も参加できる法人組織（12組織）の立ち上げ支援等を行っている。同対策には、認定農業者のうち個人33、法人19（すべてが法人化した集落営農組織）、それと6つの集落営農組織が加入している。

金融に関連した取組については、運転資金対応として法人化した集落営農組織は500万円、集落営農組織は300万円を極度額とする当座貸越を創設し、さらに金利負担を軽減するための支援も実施している。また農業機械の導入支援として、農協独自の農機具リース事業を展開している^(注14)。こうしたリース事業の取組みもあって、これまで集落営農組織の農業機械に関する借入はなかった。

金融に関連した取組み以外については、担い手に対する活動費助成、法人化促進費（法人化のための経費の助成）生産資

材費の大口奨励、経理支援等がなされている。

農協では、今後とも農機具リース事業を展開していくことから、農業機械の購入に際しての資金借入ニーズは少ないものとみている。ただし、今後は農業機械の格納庫建設に関する資金需要があるものと見込んでいる。また貸出対応にあたっては、営農部門と金融部門の連携を強化するとともに、営農部門においても集落営農組織の経営面や資金調達面での相談対応ができるようになることが課題であるとしている。

（注14）農協としては米を含んだ組織化を進めるために様々な支援措置を講じている。したがって麦、大豆のみを耕作している12の集落営農組織はリース事業の対象としていない。

4 小括

以上みてきた農協の取組みについては第3表にまとめたとおりである。以下では現地調査からよみとれる金融対応の現状と課題について整理することにした。

(1) 資金繰りの変化への対応

07年度は集落営農組織の当面の資金調達が課題となっていた。事例として取り上げたA、B、C農協では生産資材の決済時期を延期し、またB、C農協では過去の生産実績に基づく支払（固定払）について、交付金相当額（C農協は8割相当額）を農協が独自に仮渡しすることで対応している。さらにD農協では農協独自の集落営農組織向けの当座貸越を創設し、金利負担を軽減

第3表 調査対象農協における農協独自の主な取組内容

	A農協	B農協	C農協	D農協
金融に関連した取組み	<ul style="list-style-type: none"> 資金創設(県信農連による独自資金の創設) 生産資材の決済時期の延長 	<ul style="list-style-type: none"> 運転資金支援(金利負担の軽減支援措置の実施) 農業機械等の購入に係る資金創設 施設利用料支援 生産資材の決済時期の延長 交付金相当額の早期仮渡しの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 集落営農組織向けの資金創設 交付金の8割相当額の早期仮渡しの実施 生産資材の決済時期の延長 	<ul style="list-style-type: none"> 集落営農組織の活動費の助成 集落営農組織向けの運転資金の創設, 金利負担の軽減支援措置の実施 法人化促進費
その他	<ul style="list-style-type: none"> 肥料・農薬購入に係る大口奨励 集落営農トータルアドバイザー設置 共同販売経理をはじめとする経営管理支援 	<ul style="list-style-type: none"> 生産資材購入に係る大口奨励 組織運営支援 園芸作物導入支援 法人化した集落営農組織への出資 組織育成マネージャーの設置 事務処理体制の整備 共同販売経理事務支援 	<ul style="list-style-type: none"> 生産資材購入に係る大口奨励 事務代行 法人化した集落営農組織への出資 経理税務相談員の設置 経理支援システムによる農協取引データの提供 担い手営農渉外の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 生産資材購入に係る大口奨励 農機具のリース事業 経理支援

資料 農協提供資料, ヒアリング調査をもとに作成

するための支援措置を実施することで対応している。こうした支援により集落営農組織の資金繰りは改善されている。

なお運転資金については制度資金の借入に制約があることから, A, C, D農協では集落営農組織向けの資金を創設し, B農協では金利負担を軽減するために, 営農貸越に対する農協独自の支援措置を実施している。

(2) 農業機械等の資金需要への対応等

農業機械の購入等の資金対応については, 運転資金同様に集落営農組織が借入可能な農業制度資金について制約があることから, A, B, C農協では集落営農組織向けの資金を創設し, 積極的に融資対応している。またD農協では農協独自の農機具リース事業を展開することで, 農業機械の導入支援を行っている。

事例として取り上げた農協の集落営農組

織では, 構成員が所有する水田を自らの機械で作業するケースもみられ, 機械が集約化されるまでには至っていないケースが多い。しかしながら, 農協では将来的には個別農家の機械の更新の度に, 集落営農組織による農業機械の所有へと移行していくものとみており, 農業機械購入の際の資金対応が課題であると考えている。

また, いずれの農協においても集落営農組織を地域の農業の担い手と位置づけ, 金融に関連した取組みのみならず, 組織の立ち上げ支援, 経理支援, 組織運営支援, 生産資材の大口利用に集落営農組織枠を設定する等, 組織立ち上げから運営の初期段階に至るまで様々な取組支援がなされている。

(3) 今後の課題

今後は個人所有機械の更新時期が来る度に, 組織による機械導入が進展していくものとみられ, 農協での金融対応が課題とな

ろう。法人化した集落営農組織のなかには農業機械の購入費用を準備し、行政からの補助金等を有効利用しながら自己資金で対応しようとしている組織もある。また法人化した集落営農組織に対しては、今後他金融機関からのアプローチも考えられる。^(注15)

農業機械の購入費用については集落営農組織として積立金を確保することが重要であるが、任意組合である集落営農組織には法律・税制等の面で制約も多い。^(注16) また集落営農組織は対策導入を契機に設立した組織も少なくなく、組織として未熟な面もある。^(注17)

集落営農組織に対する金融対応については営農部門と金融部門との連携が重要である。そして集落営農組織の発展段階に応じた各種支援の取組みとともに、融資相談対応には営農部門との連携強化さらに担い手金融リーダー等の農業融資に精通した人材の育成等により、幅広い資金ニーズに積極的に応えていくことが求められていると考える。

(注15) 事例として取り上げたA、B農協では今後集落営農組織が法人化すれば他金融機関からのアプローチもでてくるものとみている。

(注16) 任意組合への貸出対応にあたって、個人取引に比べて手続きが煩雑である。また不動産登記ができないために担保・保証は外部保証か人的保証に依存するしかない。さらに税務上、任意組合の利益、消費税の課税売上高等は構成員に全て分配し、構成員が自己の農業経営と併せて会計を行い、所得税や消費税の税務申告をすることになる。

(注17) 安藤(2007)は、ここ数年集落営農組織が数多く設立されているが、「その多くは政策対応

的なものに(補助金の受け皿づくり的なものに)とどまっているのが実情ではないだろうか」と指摘している。

おわりに

経営所得安定対策をはじめとして農業政策が大きく転換するなかで、将来的には土地利用型農業については生産全体に占める認定農業者、集落営農組織の割合が高まっていくものと思われる。このような変化は、農協の組織や事業のあり方にも変化を及ぼそう。そのなかにあって、農協の農業金融については従来までの相対的に小規模で多数の組合員農家を対象としたものから、少数の相対的に規模が大きい認定農業者、集落営農組織を対象としたものへと変化していくと考えられる。

農業構造変化の実態把握とともに、それに対応した農協における農業金融のあり方については今後の検討課題としたい。

<参考文献>

- ・安藤光義(2007)「集落営農の持続的発展に向けて」『集落営農の持続的な発展を目指して』全国農業会議所
- ・梅本雅(2007)「品目横断的経営安定対策下における大豆策経営の対応方向」『豆類時報』NO.48
- ・金子いずみ(2008)「労働力構成の視点からみた集落営農と農業集落の構造的連関」『農業経済研究』第79号、第4号
- ・山浦陽一(2007)「集落営農の増加と展開方向 - 品目横断的経営安定対策」導入下の集落営農の動向」『農業研究』第20号、12月

(主事研究員 長谷川晃生・はせがわこうせい)

森林組合員の林業経営意識と 組合経営の課題と展望

組合員アンケートの結果を踏まえて

〔要 旨〕

- 1 中国をはじめとする世界的木材需要の拡大により、木材の需給は逼迫し、価格上昇の傾向にある。また、わが国のバイイングパワーも中国などに押されて低下していると言われ、外材輸入は以前に比べて難しくなっている。そのため、従来外材を原料としていた住宅・合板・集成材の各メーカーなどが、原料を国産材に求める動きが進んでおり、国産材の需要が高まっている。
- 2 国内の森林は成熟が進んでおり、伐期に達する林分が増加している。しかし、長期の木材価格の低迷から、林業の収益性は極めて低く、林業経営意欲が極端に低下しており、手入れの放棄された荒廃林が増えている。また境界の不明な森林も多い。
- 3 当総研が5年間実施してきた「森林組合員アンケート」によれば、森林経営意欲の極端な減退、林業従事者の高齢化等による森林所有者の林業離れが現れており、森林・林業の担い手としての森林組合への期待が高まっている。
- 4 住宅・合板・集成材の各メーカーなどは国産材の低価格・大量・継続的な供給を求めており、林野庁も新生産システム等でこれを後押ししている。しかし、急峻・狭隘なわが国の森林では地形的限界が大きい。
- 5 森林組合は大面積に集積した団地施業でこれに応える低コスト林業に取り組んでいるが、林業経営の意欲を失った組合員を指導しとりまとめていくのはかなり困難な事業である。
- 6 わが国森林の地形的条件不利を克服し、低コスト林業を実施し、伐採・植林の持続的再生産を繰り返すことにより、森林・林業の維持・管理を行うことが森林組合に求められている。
- 7 森林組合は自己変革を遂げつつあり、国や社会、マスコミや世論も森林・林業に対する理解が少しずつ進んできている。森林組合をはじめとする森林・林業界に採算の合う林業への萌芽がみられる。

目次

はじめに

1 わが国林業の概観

- (1) 森林所有者と林業の現状
- (2) 林業の収益性

2 経営意欲をなくした林家と荒廃林

- (1) 森林所有者の所有・経営意識と荒廃林
- (2) 荒廃林増加と森林組合の対応
- (3) 平成19年度アンケートでの聞き取り結果

3 森林組合経営をとりまく環境

- (1) 組合員の林業経営の現状と組合への要望

- (2) 林業労働における森林所有者と森林組合の役割分担

- (3) 低コスト林業経営

- (4) 低コスト林業経営の事例

4 経営戦略の課題

- (1) わが国林業の特徴

- (2) 管理系の事業と販売系の事業

- (3) 組合と組合員の双方の利益の拡大

- (4) 経営戦略の実際

おわりに

経営戦略の展望についての一考察

はじめに

中国をはじめとする世界的木材需要の拡大により、国際市況商品としての木材価格は近年、上昇を示しており、日本のバイイングパワーの低下も言われている。

このような状況にあって、住宅・合板・集成材の各メーカー等は原料を従来の外材から国産材に転換する動きを示している。これに伴い、国産材は低価格、大量の継続的出材を期待されており、低コスト林業が要請されている。林野庁も新生産システム等で国産材の低価格、大量の継続的出材や低コスト林業実施の動きを後押ししている。

一方、国内林業においては、ここ2、3年こそ木材価格は需給の逼迫から若干の上昇を示したものの、1980年以來の長期下落（80年比70%下落）により、林家の経営意欲は著しく低下している。さらに、高齢化と

後継者不在、森林の価値低下を原因とした森林経営の放棄が急速に進んでおり、荒廃林が全人工林面積の3割から4割にものぼろうとしている。

このようななかにおいて、林業の望ましいあり方、また中核的担い手としての森林組合の役割論、経営論が活発になっている。

特に昨今、一部の極端な低コスト林業推進論者の間に、森林組合は国産材を低コストで、より大量・継続的に伐採・搬出する役割を担っていたにもかかわらず、その使命を果たしていないのではないか、という論調がみられる。

また、森林組合は伐採等の販売系の事業が非効率なのであるから森林管理に特化すべきであり、販売系の事業は他の事業体が担ってゆくべきである、といった極端な論調も一部にみられる。結論から言えば、これらの議論は国内林業の実態を見誤った近視眼的かつ偏った主張であると筆者は考え

る。森林組合は森林・林業にかかる困難な役割をかなりなレベルで果たしてきたし、今後も、管理系、販売系の事業を相互補完的かつ総合的に営むべきである。とはいえ、国産材の需要の拡大により森林組合の経営戦略の再検討が必要な情勢となってきたことは否めない。

本稿では、当総研が実施してきた過去5年間の森林組合員アンケート^(注1)により、森林・林業情勢の基本となる組合員の林業に対する意識を明らかにしながら、組合員の林業経営の実態と森林・林業の現状を検討することにより、組合経営の課題と展望を探ってみたい。

(注1) 本アンケートは02年度以降、森林組合の進むべき方向を模索・検討することを目的として、組合員の森林・林業経営に関する意識調査を行っているものである。森林組合から郵送し、直接当総研が回収する方法をとっている。毎年1組合300部、3組合計900部のアンケートを配布し、過去5年間とも回収率は5～6割である。林業の比較的盛んな地域で、平均所有面積30～40ha程度の比較的大面積の山林所有者の農林家を対象として実施している。

以下、回答の百分率は設問を行ったすべての年の平均である。

1 わが国林業の概観

本論に入る前にわが国の林業を概観してみたい。

(1) 森林所有者と林業の現状

2000年世界農林業センサスで見ると、わが国の1ha以上の森林所有者数は117万2千事業体、うち個人林家はその87%の101万9千戸で個人林家の総所有山林面積は571万5千haであ

る。うち所有面積1～5haの林家が75%の76万1千戸であり、林家数が多く、所有面積が極めて零細であるのが特徴であると言っている。

所有山林3ha以上の林家42万1千戸のうち、過去1年間に下刈りなどを実施した林家は13万4千戸で全体の32%、間伐実施林家は7万5千戸で18%、植林を行った林家は2万3千戸で5%にとどまっている。これらの施業実施林家数および実作業面積は近年減少傾向にある。また1～3ha未満の零細所有層の森林施業はさらに不活発とみられる。

(2) 林業の収益性

林業経営の収益性を示す統計(第1表)から、林業経営の実態を考えてみたい。

05年度の年間の林業所得は1林家あたり28万7千円でしかない。保有山林面積1haあたり3,263円である。また費用として自家労働が計上されていないので、実質は赤字の可能性が高い。保有山林88.0ha、うち人工林57.5haの林家と言え、全国平均が5.6haであるからかなり大規模な森林所有

第1表 林家経済の概況(1戸あたり平均)

(単位 千円, ha)

	林業所得	林業粗利益	林業経営費	保有山林面積		
				計	人工林	天然林・その他
02年度	351	2 575	2 224	86.1	56.1	30.0
03	516	2 751	2 235	87.2	57.0	30.2
04	417	2 497	2 081	87.3	57.2	30.1
05	287	2 396	2 109	88.0	57.5	30.5

資料 農林水産省統計部「林業経営統計調査報告」

(注)1 数値は、保有山林面積20ha以上の階層別調査林家1戸あたり平均値から求めた加重平均値である。

2 沖縄県を含まない。

者と考えてよい。ましてわが国の大多数の小規模林家においてはさらに厳しい。山村の高齢化と過疎化にこの僅少な所得が拍車をかけ、林業経営の意欲は極度に低下している。

2 経営意欲をなくした林家と荒廃林

(1) 森林所有者の所有・経営意識と荒廃林

次に、アンケートの紹介をしよう。基本的な意欲の問題であるが、「林業経営のやり方（現在、林業を営んでいることの意味）」をたずねてみた（第2表）。「林業経営は行っていない（山林は放置している）」が第1位で32.7%であり、逆に、「行っている」方は「林業は最小限にとどめている」が第2位の29.7%、次いで「林業経営はほどこに行っている」20.9%、「林業経営にはある程度力を入れている」14.3%で計64.9%である。

第2表 現在、林業を営んでいることの意味

(単位 %)

	合計	04年度	05	06
回答世帯数	1 378 (100 0)	382 (100 0)	499 (100 0)	497 (100 0)
林業経営は行っていない(山林は放置している)	32.7	30.9	25.3	41.6
林業経営は最小限にとどめている	29.7	28.5	30.3	30.0
林業経営はほどこに行っている	20.9	23.8	23.8	15.7
林業経営にはある程度力を入れている	14.3	14.4	18.0	10.5
その他	2.4	2.4	2.6	2.2

(注) 回答世帯数を100とした割合。

しかし、実際には「林業は最小限にとどめている」29.7%はかなり林業経営に対して消極的で、「林業経営は行っていない」(32.7%)に近いとみられるから、この両者を合わせて「林業経営に消極的」な森林所有者とみると、全体の3分の2近い62.4%の多数を占めていることになる(04, 05, 06年度合計平均)。

「人工林・経済林としての財産価値」について尋ねると、「かなりある」6.4%、「減少したがまだそこそこある」32.1%の肯定的回答が38.5%であるのに対して「あまりない」39.3%、「ない」9.2%の否定的回答が48.5%ある。自己の財産には肯定的態度を示すのが一般的であることを考えると、否定的回答が10.0ポイント多いこの結果は、森林所有者が所有林の財産価値に自信が持てない状況をあらわしているものと考えられる(06年度)。

「人工林・経済林の森林所有者という意識」の有無を尋ねると、肯定的回答が50.7%と半数を超え、林業情勢が厳しい昨今でも「所有者」としての意識は比較的高いことがわかる(06年度)。

「人工林・経済林の林業経営をしているという意識」について尋ねると、肯定的回答が26.4%であるのに対して、否定的回答が60.2%もある(06年度)。

前問で「森林所有者としての意識」は比較的高かったにもかかわらず、「森林経営者としての意識」は希薄なことがわかる。所有意識と経営意識の間に大きな差異がある。

一方、「スギ50年生で手取りが立米あたり3千円の場合、皆伐するか」を尋ねたところ、肯定的回答は22.8%である。これに対して、否定的回答は46.9%である（06年度）。「皆伐しない」という答えが2倍以上ある。一般的にマスコミ等において、低コスト林業の文脈で言及される市場価格1万円、伐採搬出費7千円、山元手取り3千円のモデルでは、皆採しないとする森林所有者が多い。

多くの森林所有者が伐採しない理由は次のとおりであると考えられる。概算すると、3千円/m³では50年生の丸太を500m³/ha伐出しても150万円しか手取りがない。植林から次の伐期までには造林費が一般的に200万円/ha以上かかるから、再造林するには、森林所有者にとっての手取りが少なすぎるのである。

さらに、「皆伐した場合、伐採跡地の植栽をするか」を尋ねたところ、肯定的回答は58.6%あった。これに対し否定的回答は31.0%にとどまり、「植栽をする森林所有者」が「しない所有者」の約2倍程度存在することがわかった（06年度）。これは比較的多くの森林所有者が現在の林業不況のなかでも植栽を前提に伐採することを示している。

次に、「所有山林のうち荒廃している山林の割合」をたずねると、「ない」が一番多く27.1%であり、次いで、「2割前後」13.1%、「5～7割」13.0%、「3～4割」11.7%、「1割前後」11.6%、「全部」11.3%、「8～9割」8.2%、「わからない」3.9%と

なっている。荒廃林率5割から10割の計で回答者の32.5%にのぼり、これらの数値から、概算で平均の近似値を出すと回答者の全所有林面積のうち35%程度が荒廃林という結果となる（04,05,06年度合計平均、第3表）。

また、「地元森林の荒廃についてどう思うか」をたずねたところ、「林業の採算が合わないのだからしかたないと思う」が第1位で31.1%、次いで「地域住民・行政等を含む社会全体でなんとかするべきだと思う」が24.9%、3位が「国や自治体など行政がなんとかするべきだと思う」24.5%、「森林所有者がなんとかしなければと思う」は第4位で14.0%であった（05,06年度合計平均、第4表）。

いつから「森林所有者がなんとかしなければと思う」が少なくなったのか。ここ10年の変化が大きいと考えられる。材価が80年にピークを打って下落し続けるなかで、現在の材価はピーク時の3分の1程度となっており、かつ、山村の林業の担い手は高

第3表 所有山林のうち荒廃している山林の割合
(単位 %)

	合計	04年度	05	06
回答世帯数	1 395 (100 0)	385 (100 0)	504 (100 0)	506 (100 0)
ない	27.1	27.0	34.5	19.8
1割前後	11.6	11.7	13.1	10.1
2割前後	13.1	11.9	14.5	12.6
3～4割	11.7	11.4	9.9	13.6
5～7割	13.0	15.8	10.3	13.4
8～9割	8.2	9.9	4.4	10.9
全部	11.3	9.1	8.9	15.4
わからない	3.9	3.1	4.4	4.2
荒廃林の割合の平均値(概算)	35.4	35.7	27.7	42.8

(注) 第2表に同じ。

第4表 地元森林の荒廃について

(単位 %)

	合計	05年度	06
回答世帯数	985 (1000)	494 (1000)	491 (1000)
林業の採算が合わないのだからしかたないと思う	31.1	26.9	35.2
森林所有者がなんとかしなければと思う	14.0	14.8	13.2
国や自治体など行政がなんとかすべきだと思う	24.5	29.1	19.8
地域住民・行政等を含む社会全体でなんとかすべきだと思う	24.9	25.9	23.8
わからない	4.7	2.4	6.9
その他	0.9	0.8	1.0

(注) 第2表に同じ。

齢化し続けた。80年以降しばらくは、「林業は金にならないし産業としても今や成り立たない、また財産としてみても、将来の材価に期待はできないと思われるので、魅力はない。しかし、祖先から受け継いだ山林を守るのは自分たちの責務であり、経済的に採算が合わなくても、守り続け、自分の代でダメにするわけにはいかない」と考える農林家が多かったと筆者は考えていた。しかし、林家の世帯主が高齢化し、自分で山林の手入れができなくなったとき、次の世代はもう農林家というよりサラリーマンとなっている場合が多く、林業に対する思い入れが前世代とは大きく違っており、あまりお金にならず手間ばかりかかる山林を、担っていかなければならない負の遺産として捕らえるようになってきたのではないかと考えられる。

(2) 荒廃林増加と森林組合の対応

林業の現状を前述のように捕えれば、林

家は林業の収益性が低い、あるいはマイナスだから森林を施業放棄し荒廃させてしまおうと考えられる。

言うまでもなく伐採と植林・保育を繰り返すのが持続的森林経営である。伐採・販売した粗収入で林家は植栽・育林を行う。しかし、長い間の材価低迷で植栽・間伐を含む育林等の管理系の再投資が困難となる環境が続き、まだ伐期に達しない森林は施業放棄されて荒廃林になった。

また、伐期に達している森林には赤字を出さないための二つの選択肢がある。伐採しても植栽の費用が出てこないのだから伐採して植えないか、伐採を控えるかである。現在までは、伐採を控え、育林等の管理も十分できない林家が多かった。

しかし、これから懸念されるのは、伐採しても植林しない林家が増える可能性である。前述の低コスト大量国産材伐採論者の主張の帰結としての伐採しっ放しの国産材の大量生産である。林家には一度きりの粗収入は若干ではあるが入ってくる。しかし、そのときの問題は、荒廃林よりさらに環境的に危険な要素のある未植栽地(禿山)が増大する可能性があることである。林家が本当に森林を見放したときにはそうならざるを得ない。

いまのところは、森林組合が伐採に携わった森林は、組合が組合員を指導して植栽させている。林家と森林組合の倫理観・哲学「伐ったら植える」が辛うじてまだ生きているように思う。林業に対して関心を失いつつある組合員をどうやってまとめる

か。森林組合はこうした組合員をまとめながら管内の森林・林業を維持するという、非常に難しい事業を実施している。

(3) 平成19年度アンケートでの聞き取り結果

低コスト林業における先進的3組合を訪問した最近のヒアリング結果では、林業が盛んと言われる地域であるにもかかわらず、厳しい話がほとんどであった。

「森林の5割から8割が荒廃林であり、35年生以下はほとんど手入れしていない。ほとんどの森林がもう20年くらい手入れをしていなく、間伐遅れ林分が広範に存在している」(九州)。「全体に森林経営意欲がなく、山(森林)を大事にしている人は100人に1人か2人いるかいないかである」(四国)。「いまの40代、50代の若い人は、森林が収入になった頃をまったく知らない。山にはほとんど興味を示さない。興味を示すのは70代以上の人だが、彼らが高齢化し山に行けなくなっている。森林の境界がわからなくなっている」(東北)。林業の比較的盛んなこの3つの森林組合でも、平均して組合員所有林全体の3割くらいの境界は分からなくなっているという。森林組合に「森林の境界の確定・管理」といった最も基本的な機能を期待されていることが伝わってきた。

しかし、「境界管理」のような「事業」は今のところ組合の収入にはほとんどならない。森林組合の「管理」の仕事の重要さとそれらの事業が収入と経営につながる

いもどかしさと厳しさを感じたのである。詳細は後述するが組合員は林業経営の基盤を提供するという基本的事業を組合に要請している。

3 森林組合経営をとりまく環境

(1) 組合員の林業経営の現状と組合への要望

a アンケート結果

組合員に現在までの山林管理方法をたずねると、平均で「毎年手入れしてきた」が21.6%、「数年に一度」が29.1%、「10年に一度程度」が15.4%、「過去10年以上放置している」が31.6%となっている。一般的育林体系に比べて手入れの頻度が少ないと考えられる「10年に一度程度」と「過去10年以上放置している」の合計が47.0%と半数近くにのぼり、手入れ不足の現状を表している。とりわけ、放置(施業放棄)されている森林が31.6%もあることに驚かされる。山林管理・経営形態をたずねると、「主に家族で行ってきた」が60.4%の多くを占め、「主に森林組合に委託」の28.9%を大幅に上回る。

また、今後(10年後)の予想される山林管理・経営形態をたずねると、「主に家族で行う」が43.2%に減り、「主に森林組合に委託」が44.7%に増大する。回答者自らの高齢化を考慮した回答であろう。「現在」と比べると、「家族」が17.2%減少し、「森林組合」が15.8%増加しており、森林組合に対する大きな期待がみえる(04,05,06年

度合計平均)。

「適正管理ができない場合の管理方法」を尋ねたところ、「森林組合に施業・管理等を長期にわたって任せる」41.0%、「森林組合や林業公社や行政など公的性格の強い機関と長期の分収契約を結ぶ」19.0%が多かった(05,06年度合計平均)。従来の個人経営に限界を感じ、何らかの形での森林組合をはじめとする「森林の集団的管理」の必要性を強く感じさせる回答となっている。

b アンケート結果が意味すること

アンケート結果から言えることは、組合員は今まで家族労働で森林施業を支えてきたが、高齢化と後継者不在、そして人口減少・労働力不足によりそれも難しくなり、将来は、森林の施業・管理を森林組合に委託するしかないと考えている、ということである。組合員は、森林・林業ひいては山村が崩壊しつつあるなかで、森林組合が唯一それらの基盤整備・維持ができる組織だと考えているのである。

しかし、一方で、森林組合にとって間伐を含む保育施業や管理は組合員から手数料をとって実施するものである。構造的な長期林業不況のなかで、余裕のない組合員から手数料を徴収して基盤整備機能を提供するのである。

森林組合は、組合員で構成する組合員のための協同組合であるとともに、一方で、経営収支を考えねばならない経営体である。故に、余裕のない組合員に働きかけて、

事業を実施することは、組合員のための事業実施と森林組合の経営の両面を調整しなければならないという厳しい現実があることをよく理解する必要がある。

従来の補助金による林業の支援には、外部から資金を補填するという意味で、林業・林家・森林組合の補助金依存体質を助長し、自助努力による自己改革につながりにくい面があった。今後は組合員の必要とする基盤整備に向かって自助努力を行いながら、必要な場合には、従来の補助金体系に代わる公的な資金をどういう形で投入するのも考える必要がある。森林組合の機能を中心に据えて、山村・森林・林業・林家を支えていく方法を考えなければならない。

c 組合員の要望と森林組合経営

3組合の聞き取りによれば、山村人口の高齢化ははなはだしく、山村の活力は極端に落ちている。東北地方の組合では50人から60人くらいの限界集落や崩壊しつつある集落がたくさんあるとのことである。また、組合員と組合のつながりも希薄化している。

何十年か前は組合員が林業の自家労働をしていて組合はその技術指導をしていたのであるが、このごろは自家労働も組合委託も少なくなったそうである。組合員は森林の経営が高齢化などで大変なので、長期施業委託や分収契約などの実施を希望している。しかし、施業委託は組合員の手数料費用の持ち出しを伴うことから組合員にとっ

て厳しく、分収契約は今の材価では赤字になることがわかっているのに逆に組合が応じられないと言う。組合員は組合に期待したいのだが、組合も事業体である以上経営せねばならず、その面から考えると組合員の期待に応えられないことが多いようである。それでも九州の組合は、作業道の開設と収入間伐、森林整備の3点セットの期待が組合員から強く、組合はそれに応えていかねばならないと強調していた。

(2) 林業労働における森林所有者と 森林組合の役割分担

a 森林所有者の家族労働

04年の20ha以上の森林所有層をみると総投下労働時間の53%が家族、21%が雇用（雇用作業員）、請け負わせ作業（森林組合等）が26%となっており、家族労働の割合が高い（農林水産省統計部「林業経営統計調査報告」）。1ha以上層まで取ると、90%近くが家族労働であるとみられる。家族労働は労働コストを自己労働ゆえゼロとみなすこととなり、そのことが極めて条件が悪く低生産性ながら、いままで家族林業が営まれてきた主要因である。また、個々の林家に林業経営を実施するという経営感覚が希薄な原因でもある。

b 森林組合の役割

林家は家族労働ではできない施業を森林組合に委託してきた。零細・中堅所有者層の団地化、施業の計画化、システム化、採算性の計算等の提案は森林組合が行わなけ

れば、実施される契機はなかった。しかし、その点での森林組合の対応は不十分であったと言わざるを得ない。森林をとりまとめる行政官であるヨーロッパにおけるフォレスターのような人材を、森林組合が制度上はもちろん実質的にも養成できなかったことがその原因である。森林組合は遅ればせながら今後上記の役割を担って行く必要がある。今、全国で広がっている森林組合の低コスト林業運動である森林の団地化による提案型集約化施業のプランナーはそのような人材と考えられる。

(3) 低コスト林業経営

「国産材の低コスト伐採・搬出と利用拡大の動きを知っているか」と尋ねると、「少しだけ知っている」が45.6%で最も多く、「よく知っている」も16.0%ある。関心は高いといえるだろう。「国産材の低コスト伐採・搬出と利用拡大の動きに興味あるか」と尋ねると、「ある」31.6%、「どちらかといえばある」42.4%で合わせて74.0%となり関心は高いと言えよう（06年度）。

「森林組合等のバックアップで従来以上に低コストでの林業経営は可能か」と尋ねた結果、肯定的な回答が51.0%と半数を超え、低コスト林業の実施可能性をかなり期待していることがうかがわれる（06年度）。

「森林組合は施業・運搬・販売を低コスト・効率的に実施する技能を持っているか」と尋ねた結果は、肯定的回答が53.2%と5割を超え比較的多い（06年度）。

日本の山林の急峻性、狭隘性はいかんともしがたいし、林道、作業道等の路網整備もまだ不十分だ。欧州ではオーストリアの山林もわが国ほどではないが急峻ではあるものの、路網が整備されていることにより機械による伐採・搬出が可能なことから「平均的な素材生産コストは26~30ユーロ^(注2)(3,122~3,602円/m³)」((財)林政総合調査研究所(2003))という報告もある。わが国では一般的に6,000円~10,000円程度であるので2分の1から3分の1である。

わが国の場合低コスト林業の実現には時間を要するだろう。少しずつ路網の整備、団地化、機械化、および森林所有者、森林組合、林業事業者、木材流通・加工業者等の相互連携を進める必要がある。

相互連携の必要性については、集団的に低コスト林業を実施するという林野庁の新生産システムのような構想を実現するためには、結果として改革を怠ってきた林業界、木材産業・住宅産業界が相互理解を深めながら低コスト林業の実現と国産材の活用を図っていくのでなければならない。それらの連携を深めることなしに、「大量の国産材が、低価格で大ロットかつ継続的に欲しい」という製材所や大手住宅メーカーの論理のみで伐採された場合、林業界にとっては植林は経済的にみて不可能となる。事実、九州では、伐採跡が植林されない事例がでている。また、森林所有者、森林組合等の林業家側はそのことを一番恐れて躊躇している。エンドユーザーの論理のみで国産材を大量に伐採・搬出することは森林・林業

の持続的再生産を不可能にする。

(注2)ユーロ・円レートは03年当時のもの。08年5月30日現在は1ユーロ=165円。

(4) 低コスト林業経営の事例

ヒアリングでは東北地方の組合は「団地化が低コストの切り札だ」と言う。「50haの調査をし、20haは団地化を実施した」と言う。だが、「提案型の団地化施策は組合員に利益を還元できることを前提に実施していかななくてはならず、その面が森林組合の収益面で厳しい」とのことであった。しかし、「やりようによっては林業不況のなかでも、組合・組合員にとって、林業経営の可能性を示すすぐれた事業である」との指摘もあった。また、四国の組合でも大分前から団地化に取り組んでいるとのことであった。九州の組合では、収支見込を明示して団地施策をする方法は、「以前から買い取り林産など行うときに欠かせないことであったので、別に大変なこととは思わない」とのことであった。

4 経営戦略の課題

(1) わが国林業の特徴

技術的・基本的課題

わが国林業は、急峻で狭隘な山林で多数の零細な森林所有者によって営まれている。このため、高性能林業機械をシステムティックかつ効率的に使用するのが困難であり、伐採・搬出等が高コストとなる。また、近年、林齢が高くなってはきたが、まだ外材に比べて大径木は少ない。

さらに、零細な所有者の所有林から伐採・搬出されるため、均質な材が大ロットでは集まらず、エンドユーザーの需要にあわせて継続的に出材することも難しい。

このような特徴は、わが国林業が根本的に高コスト体質となる傾向を持つ原因となるとともに、国産材が在来工法では使われてきたものの、大量・工場生産的なプレハブの住宅産業では使いにくいとされる原因ともなっている。

一方で、山林に路網を充実させ、高性能林業機械をわが国の狭隘な地形でも効率的に作業できるように改良し、わが国に合ったやり方でシステムティックに使う作業すれば、伐出コスト等を低減できるという現代林業の理論は、当然わが国にも適用できる。わが国林業の特徴の克服を目指し、低コスト林業を追求し続けることが新たな出発点となるべきである。

いままでのところそのような低コスト林業への努力が十分ではなかった。そのことがわが国林業の国際的競争力の低下を招いた一因であることも否定できない。わが国の特徴を強調するあまり、効率伐採を忠実に実行する努力を怠った面は否定できないのである。今こそ低コスト林業の実現に向かって努力すべき時である。

しかし、わが国林業の地形的条件不利による高コスト体質、大量で均質な木材の伐採・搬出が困難であることを、すべて森林組合や森林所有者の怠慢と考えるのも明らかに現実を知らない誤った議論である。わが国林業の特徴も考慮に入れ、どの程度が

限界なのかという、低コスト化の妥協点を見いだすことが重要である。

(2) 管理系の事業と販売系の事業

a 管理系の事業

(新植、保育、治山、林道等の森林造成事業および境界の確定・管理)

一般的に、森林組合は、利益率の高い行政等公的機関の森林整備事業(利用事業の中の森林造成事業)で収益をあげ、収益のあがらない森林境界管理や間伐を含む保育施業管理等の管理系の事業を組合員のための基盤整備事業として実施してきたと言える。これらは山村・森林・林業の崩壊を前にして森林・林業維持のために必要とされている事業であり、低収益の林業経営のなかでも組合員の費用の持ち出し部分に当たるため、組合員に対して極力金銭的負担をかけられない事業である。

b 販売系の事業

(販売、林産、加工製造)

一方で、現在話題になっている提案型集約化施業をはじめとする低コスト団地施業のような販売系の事業は、いかに低コストで伐採・搬出して組合員の利益獲得をはかるかという事業である。

材価低迷は外材輸入による国際価格によって規定されたものであり、言わば「所与の事実」であった。一方、それに対応する伐採・搬出のコストを低く抑えられなかったため、林業収益が極度に少なくなり、林家の林業離れや施業放棄による荒廃林の広

範な出現を招いた。故に、現在販売系の事業の改革に焦点が当てられるのは当然であり、健全なことである。またわが国の森林が高林齢化し成熟林となった事実もある。造林型の林業から伐採型の林業への転換の時期でもある。

森林組合にとっては、低コスト団地型施業により、組合員に林業への回帰を促し、まとめて行くことが課題である。また、急峻で狭隘なわが国の山林の地理的条件や零細な所有形態に適するよう高性能林業機械を改良し、効率的かつシステムティックに使用することが重要である。しかし、それでも伐出コストが、どうしても国際競争力を持ち得ないなら、その伐出コストで林業を営んでいける新しい補助金体系なり、所得補償が必要であろう。

第5表は丸太価格がピークを打った80年から06年までのスギの丸太価格、伐採・搬出費、山元手取り価格の関係を表している(第5表)。

丸太価格の低下(06年12,003円は80年

37,201円の32.2%)に比べ伐採・搬出費の低下(06年7,598円は80年10,579円の71.8%)は値が小さく、結果として山元手取り価格が80年の26,622円から06年の4,404円に大幅に低下している。

c 森林組合の社会的使命

伐採だけなら森林組合以外の事業体でもできるが、跡地に植林し森林を保育し、国土を保全するためには、わが国の森林を守るといふ社会的使命が必要であり、それを担えるのは、森林所有者である組合員を唯一組織化している森林組合だけであると考える。管理系の事業と販売系の事業を総合的に矛盾なく実施する理念と組織機能を持った事業体は森林組合だけであろう。

(3) 組合と組合員の双方の利益の拡大

組合員は管理系の事業と販売系の事業の板ばさみ(ジレンマ)にあっていると考えられる。管理系の事業とはここでは組合員にとって関心の高い植林・保育等を指すが、これには相応の費用がかかる。一方販売系の事業、ここでは木材の伐採・販売とすれば、実施により収入がある。しかし、伐採・販売すれば管理(植林・保育)に金をかけなければならない。植林しないのは森林環境を荒廃させることになる。しかし、現在の販売系の事業の低収益では管理系の事業の高コストをまかないきれない。

一方、森林組合は組合経営と組合

第5表 木材価格と素材生産費の推移(スギ)

(単位 円)

	丸太価格	コスト(伐採・搬出費)			山元手取り価格
		計	素材生産費	運材費	
80年	37 201	10 579	8 410	2 169	26 622
85	26 557	10 858	8 959	1 899	15 700
90	29 532	11 464	9 149	2 315	18 068
95	22 764	10 942	8 567	2 375	11 822
00	19 424	10 677	8 297	2 380	8 747
04	14 763	8 909	6 901	2 008	5 854
05	13 736	8 620	6 708	1 912	5 116
06	12 003	7 598	5 820	1 778	4 404

資料 林野庁業務資料

(注) 平成18年版森林・林業白書の図にもとづき林野庁から原データをヒアリングし当方で作成したもの。

員のための事業実施の板ばさみ（ジレンマ）にあっていて、管理系の事業、販売系の事業とも組合員のために推進しようとしても、そもそも林業収益の少ない組合員から費用負担を求めなければならない。組合と組合員で林業収益というひとつのパイを分け合う形となる。しかし、組合も事業体だから経営ができていなければならず、当然ながら管理系、販売系とも適正な手数料が必要である。

組合と組合員の双方の利益を拡大する方法が必要であり、それが低コスト団地施業である。コストを下げて組合、組合員双方の取り分を大きくするのである。林業の利益のパイは極めて小さいから、コストをできるだけ下げて双方の収入を増やすしかない。

管理系の植林・保育においても低コスト育林を実施する必要がある。そうすれば組合員の持ち出しが減って組合員の管理と販売のジレンマが軽減される。今回の3組合の聞き取りでも、「低コストの植林・育林は多くの方法がある」と指摘していた。今まではこのジレンマの解消を外部要素としての補助金に頼っていた。できるだけ自助努力で克服する自立性が組合および組合員に求められている。

（4）経営戦略の実際

（森林組合ヒアリングによる）

東北地方の森林組合は、「組合員は漠然とこれからの地域の森林は組合が守ってくれるだろうと思っているようだが、組合に

は確たる展望はない」と言う。「森林組合経営の改革の必要性を大いに感じてはいるが、将来の森林・林業の見込みに確たる自信はない」とも言う。しかし、「自分は組合をリードする立場にあり、そうである以上、この地域の森林を維持していくしかない」とのことである。「経営と使命感は相反することが多いが、森林組合が使命感を持って、事業経営していくしかない」とのことであった。そして、「使命感と経営のこの二つを結びつけるものが低コスト団地施業であると思う」と言う。しかし、「日本の急峻で零細な面積の森林において、現在の高性能林業機械といわれるものでも、外国の低コストの林業と競争するのは明らかに限界がある。したがって、国産材の地産地消を国単位で行って、多少価格が高くて国産材を使う政策を取るべきだ」と言う。一方で、「森林組合はプロの技術集団であらねばならず、植栽から伐採までのすべての森林施業のコーディネーターであらねばならない」とも言う。

四国の組合は、「昔から団地施業をやってきたが、大団地でないとなかなか採算があわず難しい」とのことである。「日本は機械の技術体系にしても改革途上にあり、技術系の研究が特に遅れていると思う」とのことである。「外国の林業や外材に勝るとは思わないが、小規模森林所有者のとりまとめという難しい事業を行っていくしかない」とも言う。「団地施業の組合員とだけ連携して不公平だという批判もあるが、これが悪平等を排した目的に向かった

平等と考えて実施している」とも言う。

九州の組合は、こちらも「団地化は以前からやっている」とのことであった。林産・共販・加工事業を大掛かりに実施して、かつ経営もうまく行っている組合である。「団地施業、低コスト施業時代、住宅メーカー、合板メーカー等外材を使っていた末端需要者の原料の国産材への転換という時代にあっても、経営戦略を変える必要性はまったく感じない」とのことであった。

印象に残ったのは、「現在も市場までの伐採・搬出費は立米あたり4,000円から5,000円の低コストであり、木材が大径木になって大量生産ができるようになれば、立米あたり2,000円で伐採・搬出できるようになり、外国にコストでも負けない林業になる」と言われたことである。地域ごとに地理的条件もあるが、実績あつての自信と見受けられた。

組合員の木材を伐採・搬出して共販にかけて加工までして、最終的に高付加価値販売している。この組合は組合員の利益を確保できるだけ確保した上で、見事に経営を成功させている。経営をひとサイクル完結させているという意味でひとつの経営モデルではなからうか。

おわりに

経営戦略の展望についての一考察

森林組合は、管理系の事業も販売系の事業もそれらの本質をよく理解し意識した上

で、多くの場合両方持つ必要があるだろう。それらは前述したとおり相互作用だからであり、総合的に一体感を持って組合員と結びつく必要があるからである。組合員は長い林業不況と高齢化で森林組合なくしては森林の経営はおろか境界の管理もできず、境界という所有のための基本的情報さえ持っていない。そのなかで、成熟期に達した山林が増えてきたのだから、組合員から管理系、販売系の両方の受託をするのが望ましい。各組合とも総合事業として合理的な範囲内で、管理系と販売系の事業を行うことが重要である。

組合員と一体感を持った総合的経営と言えば、九州の組合は林産・共販・加工製造等をフルセットで持ち、林業の高付加価値化をはかってきた。組合員にできるだけ低手数料で事業を提供し、なおかつ、組合員の木材に高い付加価値をつけて利益を獲得しているという点で、それは評価されるべき経営戦略である。

しかし、現段階では組合員の高齢化の影響で管理系の事業に対する需要が非常に大きくなっている。低コストで管理できるよう、様々な技術と知恵を集めてわが国の森林維持に努めることが望まれる。繰り返すが、管理系の事業は森林組合をおいてほかにはできない。

組合員における管理系の事業と販売系の事業のジレンマの解消、組合と組合員の利益の和の拡大は、低コスト林業と組合の自己改革によって、徐々にではあるが、実現できると考える。それでも組合員は林業が

営めず、組合は経営ができないとなれば、森林・林業の維持費としての公的資金の支出を主張すべきである。

現在は、崩壊寸前の森林・林業に携わる組合員・組合双方とも、ギリギリ絶体絶命の地点まできていることを、いやが応でも意識せざるを得ない状況である。変革の必要性を強く意識している点で、事態はよい方向に向かっていると考える。

さらに、高性能林業機械をわが国の地形に合った形で効率的かつシステムティックに使用し低コスト林業を実現する先進的な森林組合が、一部ではあるが現れてきた。その意味するところは、わが国の地形、所有形態では無理と言われ続けた林業先進国型の低コスト林業の実現可能性が、低コストの程度の差こそあれ、見えてくるとともに、採算の合う林業の萌芽が見いだされるようになったということである。

低コストでの国産材の大量伐採の必要性

を一方向的に説き、あるいは森林組合は管理系の事業のみに特化すべきであるといった主張のような、山元への無理解な負担を強いる一部の偏った論調を除けば、最近森林・林業に対する、わが国の特殊性にも配慮した的確な問題意識や理解が格段に進んできた。また、近年、特に脚光を浴びている地球温暖化問題や水資源の確保の問題等、森林の環境問題に持つ役割の重要性への理解が一層進むなか、社会や組合員の森林組合に対する期待はますます大きくなり、組合の果たすべき役割と使命はさらに重要性を帯びている。

<参考文献>

- ・秋山孝臣(2007)「世界市場における木材需給の構造変化と国産材時代および新生産システムについて」農中総研『調査と情報』3月号
- ・(財)林政総合調査研究所(2003)「欧州材の輸入と三大産地国の実態」『林政総研レポート』No.64, March 2003

(専任研究員 秋山孝臣・あきやまたかおみ)



刊行のお知らせ

農林漁業金融統計2007

A4判, 194頁
頒価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか, 農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

なお, CD-ROM版をご希望の方には, 有料で提供。

頒布取扱方法

編集...株式会社農林中金総合研究所

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-8-3 TEL 03(3243)7318
FAX 03(3270)2658

発行...農林中央金庫

〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱...株式会社えいらく営業第一部

〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 TEL 03(5295)7580
FAX 03(5295)1916

発行 2007年12月



漁協組合員アンケートにみる漁業の現状と課題

1 アンケート調査の概要

当研究所は、2008年2月、漁業経営の実情把握と組合員の漁協事業に対するニーズの把握を目的に漁協組合員に対するアンケート調査を実施した。本稿は、そのなかから漁協組合員の漁業に対する考え方等を抽出整理したものである。

調査対象組合員については、1都道府県1漁協各100名を基本に、全漁連が会員40都道府県の漁連に漁協選定、調査協力を依頼し、各漁協から組合員あて配付するなど、JFグループの協力を得て行った。結果として、各地域の合併進捗状況や組合員規模等を反映して、一部50部未満の漁協もあるなど若干ばらつきが生じたが、37都道府県70漁協の組合員を対象とした合計4,000部でのアンケート調査となった。

なお、調査対象組合員の選定は漁協に一任したため、回収が見込める組合員層、すなわち総代あるいは水揚げ上位者等漁協との関係が密接な組合員層への配付となった可能性が高く、一定程度のバイアスも想定されることをあらかじめ断っておきたい。こうした事情もあって、アンケート票の回収は1,719通（回収率43.0%）にのぼり、郵送による回収方法としてはかなり高い回収

実績となった。^(注)

アンケート回答者は、男性が93.6%とほとんどを占め（男性1,555人、女性107人、性別未記入53人）、しかも大半が自営漁業者（91.0%）である。年齢別では、「39歳以下」8.5%、「40～59歳」45.9%、「60～69歳」28.1%、「70歳以上」17.4%であり、農林水産省の漁業就業動向調査等における年齢構成に比べて59歳以下の「働き盛り」層、とりわけ40～59歳層の割合が高くなっている（第1表）。

また、漁業の経験年数においても、「10年以上」が90.6%、「5～9年」が5.9%を占めており、この点でも漁業の担い手層による回答割合の高さが推定される。漁協経由でアンケート票を配付した影響とみられるが、一面では、今後の漁業や漁協問題を考える場合のより有効な資料となるものと考えられる。

（注）ただし、集計・分析の対象は3月末までに回収した1,715通であり、4月以降回収した4通は含んでいない。

第1表 回答者の年齢階層別分布

（単位 人、%）

	有効 回答数	39歳 以下	40～59 歳	60歳 以上	60～69 歳	70歳 以上
実数	1 696	145	779	772	477	295
構成比	100.0	8.5	45.9	45.5	28.1	17.4
（参考）	-	14.2	37.9	47.9	-	-

（注）参考欄数値は、農林水産省「平成19年漁業就業動向調査結果の概要」（20年3月31日公表の「農林水産統計」）における年齢構成。

2 営んでいる漁業の現状と課題

(1) 営んでいる漁業の概要

営んでいる漁業種類は多岐にわたるが、いわゆる沿岸漁業に分類されるものが多い。今回の回答者が営む漁業種類（複数回答）は、「小型底びき網」（17.5%）、「その他の刺し網」（14.5%）、「その他の網漁業」（6.7%）などの各種網漁業、「沿岸いか釣」（5.6%）、「その他の釣」（11.7%）、「ひき縄釣」（4.3%）などの釣・はえ縄漁業、あるいは採貝（14.6%）、採藻（5.4%）、「のり」や「わかめ」などの藻類養殖業（14.0%）、「かき」や「ほたてがい」などの貝類養殖業（9.5%）が多い。

こうした多種多様な漁業種類を、漁船漁業に採貝・採藻漁業も含めたいわゆる漁業と魚類・貝類・藻類を対象とする養殖漁業に分類（以下、前者を「一般漁業」、後者を「養殖漁業」、両漁業を行う経営体を「一般・養殖兼業」と表記）し、それぞれの年齢階層構成をみれば、専・兼業を問わず、養殖漁業を営む漁業者の年齢階層は40～59歳層が中心となっており、一般漁業を営む漁業者に比べて概して若い。70歳以上層が少な

いことが大きな理由であるが、背景には養殖漁業における相対的な重労働があるものと思われる（第2表）。

いずれにせよ、年齢階層別では「40～59歳」層が多くを占めるが、いわゆる漁業の担い手層に該当する人たちであるがゆえに、現在の漁業をどう思っているのか、あるいは漁業がどのような状況にあるのか、といった点が大きなポイントとなる。

(2) 漁業収入割合と家計の状況

漁業の担い手層割合が高くなったこともあり、回答世帯の漁業収入への依存度は高い。「収入の大半（7割以上）」とする世帯が71.0%と圧倒的に多く、次いで「収入の一部」15.0%、「収入の半分程度（4～6割）」12.5%と続く。これを年齢階層別でみた場合、「働き盛り」層である「39歳以下」と「40～59歳」層ではいっそう漁業収入への依存度は高く、80%を超える状況となっている。しかし、家計の状況については、「漁業収入のみで生計が成り立つ」との回答は22.6%に過ぎず、「他の収入とあわせて何とか」（35.7%）と合わせてようやく過半に達するという状況である。「苦しい」とする世帯が39.6%を占め、具体的な内容

として「漁業では生活できない」との記入の多い「その他」（2.0%）と合わせ、他の同居家族の収入を含めても厳しい状況にあることがうか

第2表 漁業種類別の年齢階層分布

（単位 人、%）

	有効回答数		39歳以下		40～59歳		60～69歳		70歳以上	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
全体	1 696	100.0	145	8.5	779	45.9	477	28.1	295	17.4
一般漁業	1 214	100.0	99	8.2	518	42.7	358	29.5	239	19.7
養殖漁業	189	100.0	12	6.3	100	52.9	61	32.3	16	8.5
一般・養殖兼業	200	100.0	27	13.5	118	59.0	40	20.0	15	7.5

（注）全体には、漁業種類未記入者も含むため、漁業種類別の合計とは一致しない。

第3表 回答世帯における漁業収入と家計の状況

(単位 人, %)

	全体		39歳以下		40～59歳		60～69歳		70歳以上	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
漁業収入割合										
有効回答数	1 484	100.0	130	100.0	692	100.0	416	100.0	230	100.0
収入の大半(7割以上)	1 054	71.0	110	84.6	557	80.5	264	63.5	112	48.7
収入の半分程度(4～6割)	185	12.5	13	10.0	70	10.1	64	15.4	36	15.7
収入の一部(3割以下)	222	15.0	7	5.4	59	8.5	79	19.0	74	32.2
その他	23	1.5	-	-	6	0.9	9	2.2	8	3.5
家計の状況										
有効回答数	1 562	100.0	132	100.0	723	100.0	450	100.0	241	100.0
漁業収入のみで生計が成り立つ	353	22.6	33	25.0	198	27.4	79	17.6	42	17.4
他の収入とあわせて何とか	558	35.7	41	31.1	199	27.5	199	44.2	107	44.4
苦しい	619	39.6	54	40.9	318	44.0	163	36.2	81	33.6
その他	32	2.0	4	3.0	8	1.1	9	2.0	11	4.6

(注)1 全体には、年齢不詳(未記入)者の回答も含まれているため、年齢階層別回答数の計とは一致しない。
 2 家計の状況欄の「その他」は、「漁業では生活できない」というものがほとんど。

がわれる(第3表)。

年齢階層別では、「働き盛り」層である「39歳以下」と「40～59歳」層で「漁業収入のみで生計が成り立つ」割合がやや高まり、その分「他の収入とあわせて何とかやっている」層の割合が低い。また60歳以上層においては、59歳以下層に比べて「漁業収入のみで生計が成り立つ」あるいは「苦しい」とする回答割合が低く、その分「他の収入とあわせて何とかやっている」とする割合が高い(同表)。その背景には、「働き盛り」層に比べれば漁業収入は少ないが、子育て費用や教育費等が減少し、その一方で年金等其他収入が増加するなどの事情があるものと思われる。

(3) やりがいと後継者問題

漁業の「やりがい」、後継者の有無等についても質問している。

漁業の「やりがい」については、「やりがいがある」との回答が辛うじて過半(51.5%)を占めているものの、「やりがい

がない」が36.0%、「わからない」が12.5%と、消極的な回答も相当な割合を占める。年齢階層別では、「39歳以下」層で「やりがいがある」とする割合が高く、また年齢階層が高くなるにつれて「やりがいがある」との回答割合が低くなる傾向がある。漁業種類別では、専業漁業者(「一般漁業」と「養殖漁業」)に違いはみられないが、兼業漁業者(「一般・養殖兼業」)で「やりがいがある」とする回答割合が少ない(第4表)。

「やりがいがある」理由としては、「漁業が好き」(53.6%)、「能力次第で大きな仕事ができる」(22.8%)に次いで、「自由な生活」(17.4%)や「自然の中での生活」(8.2%)が挙げられている。これを漁業種類別にみた場合、「養殖漁業」を営む漁業者に「能力次第で大きな仕事ができる」とする割合が高いという特徴がある。資源や天候等に対して受動的な部分が多い漁船漁業に対し、創意工夫等能動的な部分が多いことがその背景であろう。逆に、「やりがいがない」理由としては、「収入が不安定

第4表 漁業の「やりがい」について

(単位 人, %)

		年齢階層別					漁業種類別			
		全体	39歳以下	40～59歳	60～69歳	70歳以上	全体	一般漁業	養殖漁業	一般・養殖兼業
有効回答数	実数 構成比	1 628 100.0	134 100.0	721 100.0	449 100.0	248 100.0	1 628 100.0	1 204 100.0	188 100.0	197 100.0
やりがいがある	実数 構成比	839 51.5	91 67.9	388 53.8	219 48.8	141 56.9	839 51.5	631 52.4	100 53.2	91 46.2
やりがいがない	実数 構成比	586 36.0	23 17.2	250 34.7	250 55.7	85 34.3	586 36.0	423 35.1	67 35.6	85 43.1
わからない	実数 構成比	203 12.5	20 14.9	83 11.5	51 11.4	22 8.9	203 12.5	150 12.5	21 11.2	21 10.7

(注) 全体には、年齢不詳(未記入)者や漁業種類未記入者の回答も含まれているため、年齢階層別回答数や漁業種類別回答数の合計とは一致しない。

第5表 漁業後継者の有無

(単位 名, %)

		有効回答数	後継者有り	後継者なし	未定
		全体	実数 構成比	1 505 100.0	293 19.5
	(参考)沿岸漁業層	-	13.1	86.9	-
一般漁業	実数 構成比	1,115 100.0	214 19.2	751 67.4	150 13.5
	(参考)漁船漁業等	-	10.2	89.8	-
養殖漁業	実数 構成比	175 100.0	45 25.7	78 44.6	52 29.7
	(参考)海面養殖	-	26.8	73.2	-
一般・養殖兼業	実数 構成比	173 100.0	28 16.2	103 59.5	42 24.3

(注)1 全体には、漁業種類未記入者も含まれているため、漁業種類別回答者数の合計とは一致しない。
2 参考欄数値は、2003年漁業センサスにおける後継者の有無別個人経営体数割合。

(少ない)」とするものが圧倒的に多く(80.7%)、次いで「老後の保障がない」(16.2%)点が指摘されている。

後継者の有無に関しては、「後継者なし」との回答が圧倒的に多く63.7%を占めており、「後継者有り」(19.5%)と「未定」(16.8%)の合計をはるかに上回っている。40歳以上の漁業者を対象としたアンケート項目であり、「未定」とする回答については一定程度予想していたものの、「後継者

なし」との回答は予想を上回る。03年漁業センサスに比べて後継者の確保状況は良いものの、今回のアンケートが漁業の担い手層を中心としている点を考えると楽観できず、今後の漁業者急減が懸念される状況といえよう

(第5表)。

(4) 営んでいる漁業における課題

現状の漁業に対する課題や問題点などについては、「漁業に対して持つ危機感」として設問した。回答内容(複数回答)は、「魚価の低迷」(79.7%)、「燃油の高騰」(75.9%)、「資源の減少」(52.2%)、「高齢化の進行・後継者の不足」(33.2%)などが高い割合で出現しており、一般に現在の漁業における問題点として列挙、指摘される事項とほぼ一致している。漁業種類別にみてもこうした傾向に変わりはないが、いくつか特徴的な差異もある。「資源の減少」は「一般漁業」において顕著(58.7%)であり、「養殖漁業」では大きな問題となっていない(18.9%)。「養殖漁業」では、それ以上に「漁場の汚染・荒廃」(43.7%)が大きな問題と認識されている。養殖漁場が「一般漁業」における漁場よりもより沿岸域に存在することなどがその理由であろう。

3 急がれる当面の支援策

今回のアンケート調査でも、「魚価の低迷」と「燃油の高騰」が大きな問題となっていることが確認された。これに対して漁業者は、「鮮度保持」「活魚出荷」など付加価値向上に向けた取組みもおこなっているものの、それ以上に「漁業資材費の節約」「船を大事に（長く）使用する」「省エネ操業」等のコスト削減への取組みが多く行われている。

魚価については、漁協系統が多く運営する産地市場に対してそれだけ大きな期待が寄せられているともいえる。市場統合、仲買人の増強、消費地への直接販売も含めた販路拡大等が急がれる。

しかし、それ以上に深刻なのは燃油の高騰であろう。調査時以降も値上がりが続いている。ヨーロッパ等でストや暴動等問題化しているが、わが国でも燃油高騰の影響は大きく、2割程度とされた漁業コストに占める割合も大きく上昇している。漁業者は、出漁回数の削減、近い漁場への変更、

第1図 燃油価格と魚価



資料 日銀「企業物価指数(CGPI) (2000年基準)」

燃料効率を考えた操業等さまざまな取組みを行っているが、とても個々の経営体で吸収できる状況ではない。魚価がほぼ横ばいのなかで燃油価格は異常に高騰しており(第1図)、このままでは、漁業そのものの存続が危うい状況となっている。

漁業に限られる問題ではないが、再生産が困難な状況となっている食料産業に関しては、エネルギー転換等長期的な対策に加え、当面の支援策も急がれる状況といえよう。

(専任研究員 出村雅晴・でむらまさはる)



統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(49)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(49)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(49)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(50)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(50)
6. 農業協同組合 主要勘定	(50)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(52)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(52)
9. 金融機関別預貯金残高	(53)
10. 金融機関別貸出金残高	(54)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部

TEL 03(3243)7351

FAX 03(3270)2658

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」単位未満の数字 「 」皆無または該当数字なし
「...」数字未詳 「 」負数または減少
「*」訂正数字

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通計
2003. 4	38,980,431	5,737,559	10,876,742	1,175,694	28,608,422	18,383,580	7,427,036	55,594,732
2004. 4	39,324,406	5,173,333	14,080,352	1,692,536	32,880,237	16,589,445	7,415,873	58,578,091
2005. 4	40,175,513	4,702,709	14,541,851	1,536,868	36,000,683	14,911,732	6,970,790	59,420,073
2006. 4	38,609,240	4,789,381	21,085,061	375,822	44,092,852	10,911,438	9,103,570	64,483,682
2007. 4	39,680,683	4,499,671	21,763,080	664,033	41,710,507	12,850,320	10,718,574	65,943,434
2007. 11	40,061,467	4,712,345	17,108,813	1,212,817	38,981,613	11,673,339	10,014,856	61,882,625
12	39,864,715	4,733,524	17,866,671	807,890	40,160,135	12,178,422	9,318,463	62,464,910
2008. 1	39,681,834	4,760,483	16,549,728	1,020,708	38,410,971	10,961,822	10,598,544	60,992,045
2	39,266,433	4,802,045	16,623,127	1,132,129	38,715,059	9,993,306	10,851,111	60,691,605
3	38,326,642	4,822,176	16,439,895	508,168	36,226,816	9,471,438	13,382,291	59,588,713
4	38,940,352	4,854,317	16,650,213	959,046	37,399,751	8,654,837	13,431,248	60,444,882

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2008年4月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	32,027,834	40	450,645	33	92,797	-	32,571,349
水産団体	1,125,170	700	68,077	25	5,813	-	1,199,785
森林団体	1,646	23	13,096	20	115	-	14,900
その他会員	658	-	2,031	-	-	-	2,689
会員計	33,155,309	763	533,850	78	98,724	-	33,788,724
会員以外の者計	526,976	29,100	329,964	93,026	4,165,117	7,447	5,151,628
合計	33,682,285	29,862	863,814	93,104	4,263,841	7,447	38,940,352

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 611,841百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2008年4月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系統団体等	農業団体	68,403	8,031	47,726	0	124,160
	開拓団体	254	18	-	-	272
	水産団体	18,352	5,523	12,988	39	36,903
	森林団体	3,030	7,414	1,198	121	11,761
	その他会員	100	1,279	50	-	1,429
	会員小計	90,139	22,264	61,961	160	174,525
	その他系統団体等小計	158,754	32,829	96,355	69	288,007
計	248,893	55,093	158,316	229	462,532	
関連産業	1,663,153	43,717	1,335,588	13,515	3,055,973	
その他	4,927,092	8,128	200,714	399	5,136,332	
合計	6,839,138	106,938	1,694,618	14,143	8,654,837	

(貸方)

4. 農 林 中 央 金

年月末	預 金			譲渡性預金	発行債券
	当座性	定期性	計		
2007. 11	6,749,409	33,312,058	40,061,467	9,600	4,712,345
12	6,378,328	33,486,387	39,864,715	7,400	4,733,524
2008. 1	6,203,106	33,478,728	39,681,834	7,750	4,760,483
2	5,635,769	33,630,664	39,266,433	7,000	4,802,045
3	4,714,978	33,611,664	38,326,642	63,000	4,822,176
4	5,254,968	33,685,384	38,940,352	2,900	4,854,317
2007. 4	5,854,299	33,826,384	39,680,683	24,400	4,499,671

(借方)

年月末	現金	預け金	有 価 証 券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2007. 11	146,298	1,066,518	38,981,613	9,712,221	31,051	-	131,441
12	67,727	740,162	40,160,135	9,362,785	27,049	-	126,640
2008. 1	108,354	912,354	38,410,971	9,362,785	26,963	-	121,737
2	153,147	978,981	38,715,059	9,362,785	23,920	-	121,820
3	145,137	363,030	36,226,816	8,802,241	32,239	-	116,609
4	93,467	865,579	37,399,751	8,903,343	27,107	-	106,938
2007. 4	87,238	576,795	41,710,507	11,757,855	30,111	-	135,341

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。 4 2005年3月、科目変更のため食糧代金受託金・食糧代金概算払金の表示廃止。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年月末	貸 方				
	貯 金		譲渡性貯金	借入金	出資金
計	うち定期性				
2007. 11	50,962,357	49,209,514	626,594	261,068	1,231,295
12	51,628,972	49,517,949	506,634	261,066	1,281,295
2008. 1	51,232,004	49,538,360	631,092	261,066	1,287,784
2	51,431,141	49,647,603	646,375	261,065	1,287,784
3	50,986,039	49,509,865	548,640	307,741	1,300,790
4	51,293,444	49,656,279	622,478	307,742	1,305,500
2007. 4	49,970,339	48,503,193	660,867	208,659	1,187,764

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。
3 1994年4月からコールローンは、金融機関貸付から分離。

6. 農 業 協 同 組

年月末	貸 金			借 入 金	
	当座性	定期性	計	計	うち信用借入金
2007. 10	25,040,730	56,562,580	81,603,310	591,958	419,360
11	24,723,688	56,952,375	81,676,063	560,488	387,109
12	25,111,660	57,578,182	82,689,842	547,446	375,762
2008. 1	24,559,622	57,560,107	82,119,729	552,594	381,402
2	24,986,764	57,427,296	82,414,060	547,585	378,310
3	24,984,284	57,091,280	82,075,564	570,294	405,223
2007. 3	24,883,837	55,305,123	80,188,960	569,542	406,165

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コ ー ル マ ネ ー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
991,000	5,150,478	1,499,917	9,457,818	61,882,625
895,000	5,813,883	1,499,917	9,650,471	62,464,910
1,095,000	5,384,924	1,499,917	8,562,137	60,992,045
1,321,568	5,177,099	1,512,817	8,604,643	60,691,605
758,000	4,401,193	2,016,033	9,201,669	59,588,713
1,241,800	4,833,495	2,016,033	8,555,985	60,444,882
1,339,800	3,301,055	1,484,017	15,613,808	65,943,434

貸 出 金				コ ー ル ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
9,596,207	1,929,884	15,805	11,673,339	1,950,000	8,033,806	61,882,625
10,057,943	1,975,373	18,464	12,178,422	1,411,415	7,880,000	62,464,910
8,927,818	1,897,581	14,685	10,961,822	2,320,000	8,251,581	60,992,045
8,002,251	1,854,069	15,165	9,993,306	2,724,137	8,103,055	60,691,605
7,524,009	1,815,057	15,761	9,471,438	1,823,000	11,527,053	59,588,713
6,839,137	1,694,618	14,143	8,654,837	3,030,665	10,373,476	60,444,882
10,582,616	2,112,294	20,068	12,850,320	1,348,000	9,340,463	65,943,434

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借			方			
	預 け 金		コ ー ル ロ ー ン	金 銭 の 信 託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機 関 貸 付 金
53,963	29,989,924	29,843,614	0	412,579	16,383,824	6,603,744	1,377,946
76,652	30,689,738	30,544,677	0	414,079	16,276,813	6,635,047	1,375,023
52,377	30,361,893	30,208,945	0	408,940	16,543,872	6,623,787	1,371,029
48,129	30,223,550	30,070,543	0	387,462	16,709,116	6,624,201	1,373,367
58,099	29,656,649	29,516,550	0	356,791	16,554,158	6,542,911	1,296,233
56,348	30,069,462	29,918,963	5,000	405,225	16,536,676	6,462,376	1,295,381
58,620	28,961,487	28,828,040	0	380,373	16,547,115	6,406,207	1,322,576

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		方		報 告 組 合 数
	預 け 金		貸 出 金				
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 農 林 公 庫 貸 付 金	
390,163	56,220,996	55,969,936	4,487,571	1,569,812	22,230,232	285,593	812
396,040	56,413,492	56,161,216	4,399,579	1,490,135	22,179,060	277,990	812
418,522	57,342,420	57,071,462	4,399,106	1,469,065	22,102,390	276,066	811
398,361	56,792,655	56,537,133	4,355,954	1,444,290	22,042,060	274,002	811
380,758	57,072,935	56,814,512	4,375,235	1,436,200	22,064,135	271,075	808
376,788	56,635,971	56,376,559	4,297,260	1,381,320	22,418,204	273,817	808
368,238	55,047,515	54,798,430	4,553,502	1,696,932	21,946,959	286,130	835

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金	
	計	うち定期性				計	うち系統			
2008. 1	2,020,018	1,382,353	3,061	53,578	14,384	1,264,976	1,236,272	152,154	632,837	
2	2,021,109	1,375,813	3,060	53,585	13,567	1,269,150	1,241,704	153,307	628,932	
3	2,018,165	1,347,088	3,590	54,235	15,967	1,276,583	1,240,801	151,675	610,420	
4	2,000,317	1,359,475	3,652	54,232	13,748	1,261,668	1,233,328	148,887	612,919	
2007. 4	2,079,036	1,390,254	5,366	56,081	14,854	1,274,578	1,242,698	154,249	682,716	

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方							報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金			
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち農林 公庫資金		
2007. 11	925,685	520,709	189,692	138,191	120,108	8,323	870,917	855,570	6,248	257,307	8,642	178	
12	931,728	523,641	182,147	133,644	119,941	7,511	881,142	866,095	6,548	248,968	8,322	178	
2008. 1	907,627	520,291	180,045	131,820	120,556	8,036	858,095	843,947	6,848	247,389	8,298	175	
2	904,036	519,105	179,250	131,935	120,467	7,257	855,355	842,156	6,848	246,366	8,292	175	
2007. 2	848,020	490,704	187,476	136,957	116,989	6,540	806,702	785,297	6,280	238,701	8,508	183	

(注) 1 水加工協を含む。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	ゆうちょ銀行	
残	2005. 3	776,686	483,911	2,470,227	1,878,876	539,624	1,074,324	156,095	2,141,490	
	2006. 3	788,653	486,640	2,507,624	1,888,910	541,266	1,092,212	159,430	2,000,023	
	2007. 3	801,890	496,044	2,487,565	1,936,818	546,219	1,113,773	160,673	1,869,692	
	高	2007. 4	805,261	499,703	2,503,887	1,940,846	550,256	1,124,681	161,633	1,869,817
		5	804,323	497,804	2,542,636	1,932,453	545,702	1,117,440	160,828	1,847,975
		6	815,935	504,605	2,484,873	1,955,473	554,263	1,132,281	162,694	1,848,812
		7	813,169	503,319	2,465,884	1,927,021	548,043	1,125,369	161,841	1,833,178
		8	815,788	508,210	2,443,991	1,922,268	547,298	1,127,549	162,439	1,827,466
		9	812,323	504,497	2,443,278	1,932,727	552,133	1,134,180	163,542	1,808,431
		10	816,033	507,234	2,448,690	1,911,750	547,399	1,130,678	162,666	P 1,869,885
		11	816,760	509,624	2,506,126	1,924,611	548,835	1,129,368	162,534	P 1,851,457
12		826,898	516,290	2,459,477	1,955,718	558,019	1,148,723	164,924	P 1,856,301	
2008. 1		821,198	512,320	2,479,673	1,930,379	549,709	1,136,222	163,038	P 1,836,810	
2		824,141	514,311	2,490,036	1,934,135	551,973	1,139,995	163,432	P 1,833,621	
3		820,756	509,860	2,525,751	1,956,991	555,619	1,137,275	P 163,300	P 1,813,804	
4 P	823,351	512,934	2,517,167	1,967,121	556,751	P 1,148,256		
前 年 同 月 比 増 減 率	2005. 3	2.2	1.6	0.6	2.9	2.3	1.8	2.3	12.0	
	2006. 3	1.5	0.6	1.5	0.5	0.3	1.7	2.1	6.6	
	2007. 3	1.7	1.9	0.8	2.5	0.9	2.0	0.8	6.5	
	前 年 同 月 比 増 減 率	2007. 4	1.7	2.1	0.2	2.2	1.2	2.1	1.1	6.4
		5	1.9	2.0	0.6	2.6	1.4	2.2	1.2	6.6
		6	2.1	1.7	0.5	3.0	1.9	2.7	1.5	6.6
		7	2.2	1.8	0.5	2.5	1.5	2.5	1.4	6.6
		8	2.2	2.2	0.1	2.3	1.2	2.3	1.5	6.5
		9	2.2	2.0	0.1	2.4	1.1	2.5	1.5	6.5
		10	2.3	2.5	0.7	2.3	1.8	2.7	1.6	-
		11	2.4	3.0	1.4	2.3	1.7	2.6	2.4	-
12		2.4	2.8	1.3	2.4	1.6	2.7	2.3	-	
2008. 1		2.5	2.8	1.4	2.5	1.9	2.8	2.0	-	
2		2.5	2.8	1.6	2.0	1.9	2.6	2.0	-	
3		2.4	2.8	1.5	1.0	1.7	2.1	P 1.6	-	
4 P	2.2	2.6	0.5	1.4	1.2	P 2.1		

(注) 1 農協, 信農連は農林中央金庫, ゆうちょ銀行はゆうちょ銀行ホームページ, 信用金庫は信用金庫ホームページ, 信用組合は全国信用中央組合協会, その他は日銀資料(ホームページ等)による。
 2 都銀, 地銀, 第二地銀および信金には, オフショア勘定を含む。
 3 農協には譲渡性貯金を含む(農協以外の金融機関は含まない)。
 4 07年10月から公表される郵便貯金残高の定義が変更されたため, 07年9月以前の数値と連続しない。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	ゆうちょ銀行		
残	2005. 3	207,788	49,097	1,836,301	1,370,521	401,920	620,948	91,836	4,814		
	2006. 3	207,472	50,018	1,864,176	1,401,026	410,170	626,706	93,078	4,085		
	2007. 3	212,165	51,529	1,808,753	1,442,604	416,589	634,955	93,670	3,282		
	2007. 4	211,457	50,836	1,796,309	1,430,511	414,481	629,617	93,240	P	3,140	
	5	213,906	51,153	1,782,011	1,421,114	412,363	625,447	92,872	P	3,299	
	6	213,932	50,470	1,795,954	1,431,367	414,467	629,112	93,214	P	3,043	
	7	214,338	50,746	1,786,951	1,432,817	413,758	627,634	93,142	P	3,010	
	8	214,627	51,113	1,792,789	1,433,669	413,931	628,009	93,285	P	2,931	
	9	214,972	52,007	1,781,836	1,450,894	419,437	635,459	93,948	P	3,027	
	10	214,295	52,473	1,768,480	1,441,107	416,252	629,288	93,616	-		
高	11	213,821	52,258	1,780,085	1,444,951	417,486	629,556	93,826	-		
	12	213,045	52,600	1,807,101	1,468,920	425,734	638,374	94,669	-		
	2008. 1	212,468	52,528	1,810,863	1,457,003	421,054	630,614	93,740	-		
	2	212,646	52,508	1,810,568	1,463,343	421,334	629,771	93,662	-		
	3	215,987	52,467	1,804,791	1,480,672	426,532	635,433	P 94,396	-		
	4 P	215,506	51,670	1,796,710	1,469,591	423,174	P 629,278	...	-		
	前 年 同 月 比 増 減 率	2005. 3	0.9	0.2	4.7	1.4	4.3	0.2	0.7	16.4	
		2006. 3	0.2	1.9	1.5	2.2	2.1	0.9	1.4	15.1	
2007. 3		2.3	3.0	3.0	3.0	1.6	1.3	0.6	19.7		
2007. 4		1.8	3.1	2.7	2.7	1.2	0.8	0.5	P	20.2	
5		2.2	3.1	3.0	2.3	1.0	0.7	0.3	P	19.3	
6		2.1	2.3	2.6	2.8	1.0	1.0	0.3	P	20.1	
7		1.9	0.8	3.3	2.7	0.7	0.5	0.0	P	19.6	
8		1.8	0.3	2.9	2.6	0.7	0.5	0.0	P	19.1	
9		1.6	0.2	3.3	2.8	1.1	0.4	0.1	P	18.0	
10		1.5	0.1	3.3	2.9	1.8	0.4	0.0	-		
減 率	11	1.3	0.2	3.5	2.7	1.7	0.2	0.8	-		
	12	1.3	1.0	2.5	2.7	1.9	0.1	0.8	-		
	2008. 1	1.3	0.9	1.3	2.7	2.0	0.2	0.4	-		
	2	1.4	1.5	0.4	3.1	2.3	0.2	0.4	-		
3	1.8	1.8	0.2	2.6	2.4	0.1	P 0.8	-			
4 P	1.9	1.6	0.0	2.7	2.1	P 0.1	...	-			

(注) 1 表9(注)に同じ。ただし、ゆうちょ銀行の確定値はホームページによる。
 2 貸出金には金融機関貸付金、コールローンは含まない。
 3 農協には共済貸付金・農林公庫(貸付金)を含まない。
 4 07年10月以降、ゆうちょ銀行の貸出金残高は非公表となっている。